

令和4年度第2回通常総会

令和5年2月22日（水）

議案第1号別冊

第2期中期経営計画の中間見直しについて

宮城県国民健康保険団体連合会

白 紙

第2期中期経営計画

(令和2年度～令和6年度)

保険者の負託に応え、住民が健やかに暮らせる地域を支えるために

第2版

令和5年2月

宮城県国民健康保険団体連合会

(凡例)

本会・・・・・・・・・・宮城県国民健康保険団体連合会
国保連合会・・・・・・・・都道府県国民健康保険団体連合会
国保中央会・・・・・・・・国民健康保険中央会
広域連合・・・・・・・・宮城県後期高齢者医療広域連合
支払基金・・・・・・・・社会保険診療報酬支払基金
特定健診システム・・特定健診等データ管理システム
KDBシステム・・国保データベース（KDB）システム
第三者行為求償事務・第三者行為損害賠償求償事務
保険者説明会・・・・・・・・保険者の担当者を対象とした説明会
適正化説明会・・・・・・・・介護給付適正化事業の支援のための説明会
高度化基本計画・・審査業務充実・高度化基本計画
BCP・・・・・・・・業務継続計画
健康保険法等を改正する法律・・・・・・・・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律

目次

第1	中期経営計画の趣旨	1
I	中期経営計画(平成29年度～令和元年度)の振り返り	1
II	第2期中期経営計画の目的	3
III	計画期間	3
IV	管理体制	3
V	国保連合会を取巻く環境の変化	4
第2	具体的方策	9
I	審査支払業務の更なる充実強化と効率化に向けた取組	9
1	精度の高い適正な審査	9
2	審査支払業務の効率的な推進	13
3	国保総合システムの安定的な運用及び次期国保総合システムの円滑な導入	18
II	新たな保険者ニーズへの取組	23
1	共同処理による保険者支援の取組	23
2	介護保険事業関係業務の取組	28
3	障害福祉サービス費等に係る審査支払事務の効果的・効率的な実施	34
4	特定健診等データ管理システムの円滑な運用	36
5	保健事業支援の充実・強化	38
6	広報事業の充実・強化	44

III	効率的で安定した組織基盤の確立.....	46
1	経費節減と安定財源確保の取組.....	46
2	会計の透明性の確保.....	49
3	組織の活性化と人材育成.....	50
4	情報セキュリティ対策と危機管理体制の取組.....	53
第3	中期経営計画の推進体制	55
1	組織的な計画推進.....	55
2	PDCA サイクルによる改善.....	56

第1 中期経営計画の趣旨

I 中期経営計画（平成29年度～令和元年度）の振り返り

本会は、安定的な国保制度の維持に極めて重要な役割を果たしており、平成30年度からの新国保制度の施行（都道府県単位化）等本会を取り巻く社会情勢が大きく変化していた。そのような社会情勢の中、大規模な変革を迎えるにあたって、保険者に対し高いレベルのサービスを提供できる組織としての役割を發揮し、国民皆保険制度の維持を支え、安心して健やかに暮らせる宮城県を築く一助となることを目的に中期経営計画(平成29年度～令和元年度)を作成した。

当該計画では、本会の基幹業務である「適正な審査支払の着実な実施」のほか、「国保都道府県単位化への対応」などについて、具体的方策を示し、掲げた目標を着実に実施するよう取り組んだ。取組結果（令和元年11月まで）の概要は次のとおりである。

No.	取組内容	取組結果
1	精度の高い適正な審査	システムチェック項目を拡大し、審査精度の向上及び事務共助の効率化を積極的に推進し、審査の充実強化を図った。査定率の目標値（令和元年度）0.282%に達することは難しい状況であるが、本県独自のエラーチェック項目及び事務付託項目を増やし、職員が査定処理することにより、審査委員の業務負担を軽減し、医療上の審査に専念する環境を整えることができた。
2	審査支払業務の効率的な推進	オンライン請求については、「国保だより」に掲載し、活用を促した。件数は、着実に毎月増加しており、医科においては本計画当初から6.63ポイント増加し、保険医療機関のオンライン化が進んでいる。
3	国保総合システムの円滑な導入及び安定的な運用	事前に作成したデータ移行・切替計画に基づき、作業等を実施し、計画どおり完了した。さらに、本稼働後に発生した故障に対しては故障対応一覧を作成し、調査ツールの実施及び是正処理を適切に行った。 平成30年3月に本会で作成し、市町村から被保険者へ送付した「医療費のお知らせ」の中に記載されるべき医療費のうち、入院時の食事療養費・生活療養費が漏れていた。再発を防止するため、内部検証を重ねコンサルティング業者からの支援を得ながら、対応策を取りまとめ実行した。 風しん対策事業に係る抗体検査等費用の請求支払業務について、市町村の事務負担軽減を目的に令和元年6月から実施した。
4	共同処理による保険者への支援	国保総合システムの機能改善の内容を保険者に周知し、効率的な運用を行えるように対応した。第三者行為求償事務については、保険者の意向を確認した上で関係する規則等を整備し、全ての傷害事故案件に受託範囲を拡大した。

No.	取組内容	取組結果
5	介護保険事業関係業務への取組	<p>適正化システム等に係る保険者説明会を開催し、分析システム「どこから」の操作方法、適正化関連帳票の解説及び確認のポイント等について説明し、保険者が効果的に実施できるよう支援した。</p> <p>介護保険制度苦情マニュアル（第六版）を発行し、市町村及び事業所等の苦情の対応に関する事務取扱いの共有が図られるよう支援した。</p>
6	障害者総合支援法関係業務への取組	<p>本会で発生件数が多いエラーコードを抽出し、マニュアルに掲載することで、市町村が、効率的に受給者台帳の傾向的なエラーの解消が図られるよう支援した。</p>
7	保健事業支援の充実・強化	<p>本会保健師が専門職の視点から事業の実施計画・評価計画の策定及びそれに必要なデータの提供・分析・読み解きや実施の支援を行い、保険者が効率的・効果的に事業を出来るように支援を行った。また、国の動向から情報を収集し、保険者が保健事業を実施するために必要な情報の提供や保険者ニーズにあった研修会を企画し、支援を行った。</p>
8	広報事業の充実・強化	<p>アンケート調査を行い、保険者の意見を反映して、制度改正に関するパンフレットを作成した。</p>
9	国保の都道府県単位化への対応	<p>平成30年4月に導入した国保情報集約システムについては、運用テストを実施するとともに、導入前後に市町村向けの担当者説明会を7回開催し、円滑なシステム導入に取り組んだ。</p>
10	マイナンバー制度への対応	<p>地方公共団体以外の医療保険者が利用する中間サーバにおいて、国保組合、広域連合、国保中央会及び国保連合会による情報連携のための契約を平成29年8月に締結し、国保中央会と連携して利用保険者に対して中間サーバへの情報提供を実施した。</p>
11	危機管理体制の整備	<p>本会及び保険者の基幹系システム端末に対し、Windowsセキュリティパッチ及びウイルス対策ソフトの適用状況の監視や事前に登録した外部媒体以外の使用を制限することにより、セキュリティ対策の強化に努めた。また、ISMS（ISO/IEC27001）認証の維持審査を受け、継続が承認された。</p> <p>危機管理体制の取組として、被災時等においても、必要資源を確保し優先度の高い業務を実施できるように、本会の状況を考慮したBCPを平成31年1月に策定の上、11月に机上訓練を実施し、職員の理解の向上を図った。</p>
12	組織運営の改善・強化	<p>全事業を横断的に精査し、ヒアリングを実施することで、これまでの事業を再評価し、事業内容の見直しや事業コストの削減を推し進めた。</p>

II 第2期中期経営計画の目的

第2期中期経営計画は、中期経営計画(平成29年度～令和元年度)の取組結果を踏まえ、市町村、保険者及び広域連合に対し質の高いサービスを提供できる組織としての役割を發揮し、医療保険制度等の維持を支え、安心して健やかに暮らせる宮城県を築くための一助となることを目的とする。

－ 5年後の本会のあるべき姿－

保険者等に対し質の高いサービスを提供できる組織としての役割を發揮し、医療保険制度等の維持を支え、安心して健やかに暮らせる宮城県を築くための一助となる。

【重要施策】

- 国保・後期・介護・障害者審査支払及び保険者事務共同処理並びに特定健診に関連する事業
- 保健事業支援（KDBシステムのデータ活用）
- 県・市町村等における上記に関連する事業

III 計画期間

国保連合会及び国保中央会で作成した「国保連合会・国保中央会のめざす方向2018」及び「国民健康保険中央会システム計画」（システム開発・機器更改等の計画）の計画期間との整合性を図り、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。ただし、中間年度である令和4年度に、それまでの評価を踏まえ、本会を取巻く状況に適した見直しを行う。

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
中期経営計画	現行	第2期※必要に応じて随時見直す				
				☆ 中間見直し		
国保連合会・国保中央会のめざす方向2018						
国民健康保険中央会システム計画						

IV 管理体制

中期経営計画策定チーム(本会各課代表者)において、計画の進捗状況等を確認し、必要に応じて見直しを行う。

V 国保連合会を取巻く環境の変化

人口減少や急速な少子高齢化の進展などこれまでに経験したことのない大きな環境の変化に直面している中、将来にわたり医療保険制度等を持続可能なものとし、国保財政基盤を強化するための公費の投入と、都道府県単位での国保運営を柱とする新たな国民健康保険制度が平成30年4月から施行された。

加えて、社会保障制度審議会での議論を踏まえ、柔整療養費及びあはき療養費^{*}の審査において、より適正な審査を行うための仕組みの導入が求められている。

さらに、令和元年5月15日に健康保険法等を改正する法律が成立し、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施及びオンライン資格確認の導入等について、実施時期が明確に示されたことから本会はそのスケジュールに的確に取り組む必要がある。

本会は、国民健康保険法のもとで診療報酬の審査支払業務を受託し、保険者の支援に取り組んできたが、近年は、後期高齢者や介護保険、障害者総合支援及び風しん対策事業に係る業務などを幅広く受託し、保険者等のニーズに応じた様々な取組を積極的に進めてきた。

そうした中で、後期高齢者の被保険者数や介護保険の要介護認定者数は増加し続けている一方で、国保の被保険者数は減少に転じている。(6ページ参照)

国は、令和元年9月に全世代型社会保障検討会議を設置し、2022年以降団塊世代が後期高齢者に加えることにより、後期高齢者の増加率が一時期高まること等を踏まえ、社会保障制度における「給付」と「負担」のあり方等について、全般に渡って見直すことになり、本会が担う各種事業に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

なお、国保連合会を取巻く環境については、以下の表のとおり法律改正により大きく変化している。

項目	中期経営計画 (平成29年度～令和元年度)	第2期中期経営計画
法律改正	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律
成立日	平成27年5月27日	令和元年5月15日
主な対応	(平成30年4月から) 1 国保の都道府県単位化 2 国保情報集約システムの導入	1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 2 オンライン資格確認の導入 3 各種システムの更改と安定運用

○ 令和2年度以降の環境の変化

- 厚生労働省は「規制改革実施計画(令和元年6月21日 閣議決定)」等に基づき、支払基金と国保中央会・国保連合会の審査支払機能の統合的かつ効率的な在り方について具体的な方針・工程等検討するため、令和2年9月に「審査支払機能の在り方に関する検討会」を設置し検討を実施した。

^{*}あはき療養費 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費

- ・ 令和3年3月29日に「審査支払機能の在り方に関する検討会」において報告書が取りまとめられ、この報告書を踏まえ、厚生労働省、支払基金及び国保中央会は、三者連名で、「審査支払機能に関する改革工程表」を、3月31日に策定・公表した。
- ・ 令和3年4月から、新型コロナウイルスワクチン接種に係る一部請求支払業務を宮城県から受託した。

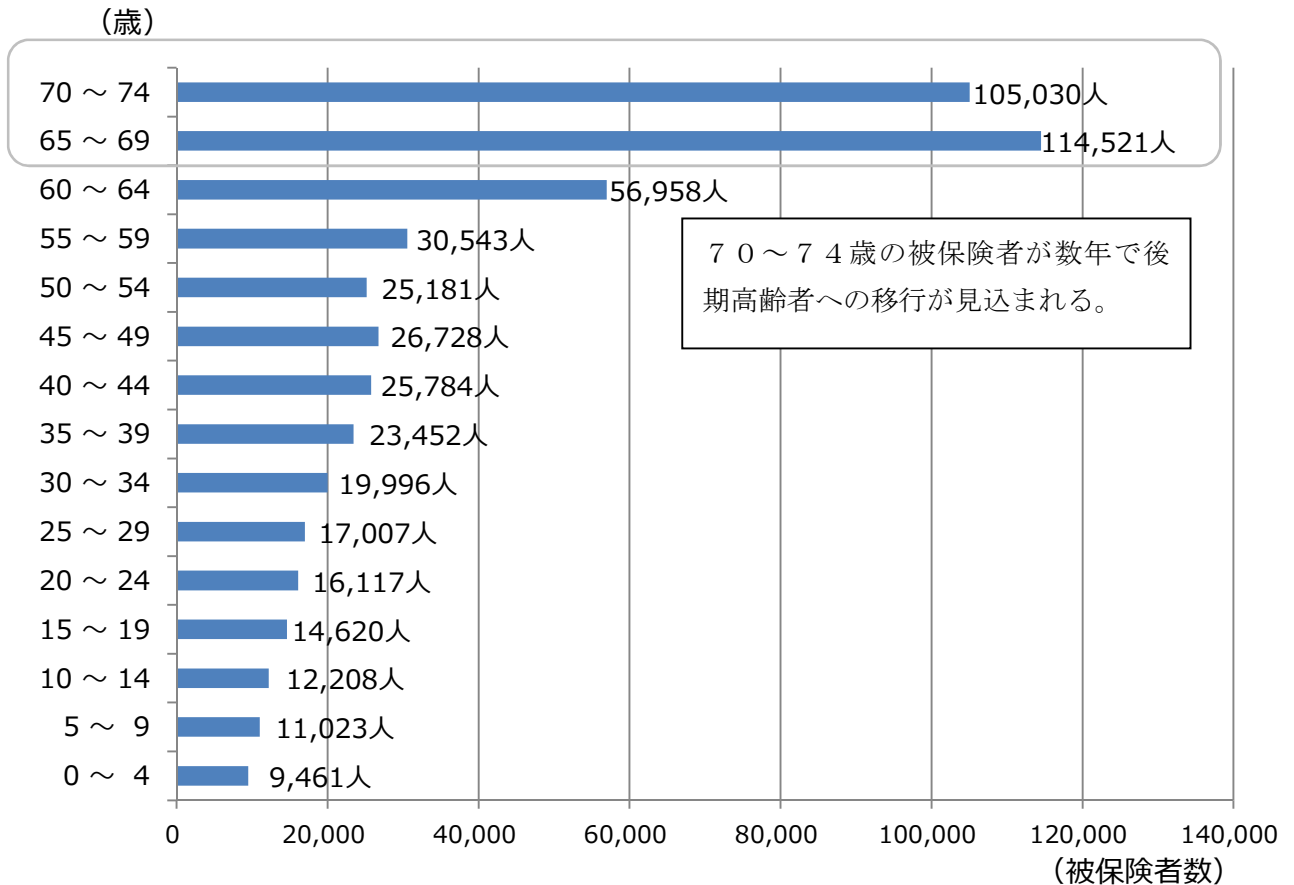
(参考1) 国保連合会に関連する動き

国保連合会に関連する動き（令和元年度～令和3年度）	
令和元年5月15日 法律改正	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律
令和元年5月29日 開催	2040年を展望した社会保障・働き方改革本部（第2回） 「健康寿命延伸プラン」「医療・福祉サービス改革プラン」等公表
令和元年6月4日 開催	第4回デジタル・ガバメント閣僚会議 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」公表
令和元年6月21日 閣議決定	経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太方針2019）
令和元年6月21日 閣議決定	成長戦略フォローアップ
令和元年9月20日 開催	第1回全世代型社会保障検討会議
令和元年9月26日 開催	第24回 地域医療構想に関するWG 「公立・公的医療機関の診療実績データの分析結果（424医療機関）」公表
令和元年12月19日 開催	第5回全世代型社会保障検討会議 「中間報告」公表
令和2年7月17日 閣議決定	「規制改革実施計画」
令和3年3月31日	「審査支払機能に関する改革工程表」公表
令和3年6月4日	「データヘルス改革に関する工程表」公表
令和3年6月18日 閣議決定	経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針2021）
令和4年6月7日 閣議決定	経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）

(参考2) 宮城県年齢階層別国保被保険者数の状況

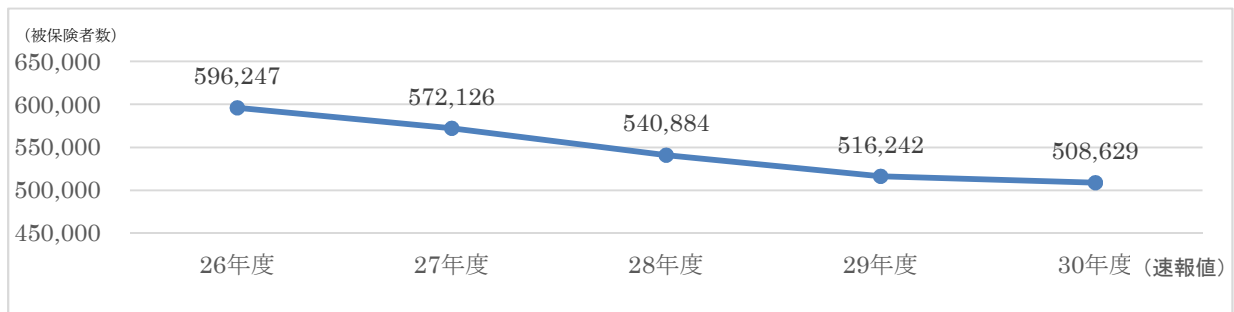
県内の国保被保険者数は、毎年減少し、退職者医療該当者も経過措置対象者のみとなっている。

なお、全被保険者数のうち前期高齢者(65歳から74歳)の占める割合は約43%であり、令和7年(2025年)には団塊の世代が全員後期高齢者となることや被用者保険への移行も進み、国保被保険者の更なる減少が予測される。



注) 国保被保険者数(県内合計508,629人)は平成30年9月末現在の数値。「国民健康保険実態調査」の平成30年度速報値の数値であり、国保組合被保険者数を含む。

※宮城県国保被保険者数の推移(年度別)



注) 平成26年度～平成29年度の国保被保険者数は、事業月報の年度末の数値。平成30年度は、平成30年9月末現在の数値であり、「国民健康保険実態調査」の平成30年度速報値の数値。国保組合被保険者数を含む。

(参考3) 国保連合会の主要標準システム機器更改等スケジュール

国保中央会システム計画に基づき、今後、本会で予定している主要標準システムの機器更改等のスケジュールについては、以下のとおり。

システム	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
国保総合システム (6年度機器更改)		報酬改定	報酬改定		報酬改定		
		現行システム				次期システム	クラウド化
後期高齢者医療 請求支払システム (2年度及び6年度 機器更改)	現行システム	次期システム				次々期システム	クラウド化
介護保険審査支 払等システム (2年度機器更改)	現行システム	報酬改定			報酬改定		
		次期システム				※次々期システム(令和7年5月更改予定)はクラウド化	
障害者総合支援 給付審査支払等 システム (2年度機器更改)	現行システム	次期システム				※次々期システム(令和7年5月更改予定)はクラウド化	
特定健診等デー タ管理システム (2年度及び8年度 機器更改)	現行システム	次期システム				※次々期システム(令和8年4月更改予定)はクラウド化	
KDBシステム (2年度及び6年度 機器更改)	現行システム	次期システム				次々期システム	クラウド化
(参考) オンライン資格 確認等システム		中間サーバ構築		マイナンバーカードによる資格確認開始			

具体的方策の目次

項目	担当課	ページ
I 審査支払業務の更なる充実強化と効率化に向けた取組		9
1 精度の高い適正な審査		9
（1） 審査の充実・強化	審査管理課・審査業務課	9
（2） 柔道整復療養費及びあはき療養費の適正な審査業務等	審査業務課	10
（3） 保険者業務の支援	審査管理課	12
2 審査支払業務の効率的な推進		13
（1） 国保審査業務充実・高度化基本計画に基づく審査の充実と審査基準の統一化の推進	審査管理課・審査業務課	13
（2） オンライン請求の推進	審査管理課	16
3 国保総合システムの安定的な運用及び次期国保総合システムの円滑な導入		18
（1） 国保総合システムの安定的な運用	情報管理課	18
（2） 次期（令和6年度）国保総合システム等の円滑な導入	情報管理課	20
II 新たな保険者ニーズへの取組		23
1 共同処理による保険者支援の取組		20
（1） 国保総合システム等の機能改善	情報管理課	23
（2） オンライン資格確認等システムの運用支援	情報管理課	25
（3） 第三者行為求償事務	財務課	26
2 介護保険事業関係業務の取組		28
（1） 介護給付適正化	介護保険課	28
（2） 保険者業務の支援	介護保険課	30
（3） 苦情・相談の対応	介護保険課	32
3 障害福祉サービス費等に係る審査支払事務の効果的・効率的な実施	介護保険課	34
4 特定健診等データ管理システムの円滑な運用	事業推進課	36
5 保健事業支援の充実・強化		38
（1） 専門職等による保険者保健事業の支援	事業推進課	38
（2） 保健事業推進のためのデータ活用支援	事業推進課	40
（3） KDBシステムの操作・活用に向けた支援	事業推進課	42
6 広報事業の充実・強化	事業推進課・総務課	44
III 効率的で安定した組織基盤の確立		46
1 経費節減と安定財源確保の取組	総務課	46
2 会計の透明性の確保	財務課	49
3 組織の活性化と人材育成	総務課	50
4 情報セキュリティ対策と危機管理体制の取組	総務課・情報管理課	53

第2 具体的方策

I 審査支払業務の更なる充実強化と効率化に向けた取組

1 精度の高い適正な審査

(1) 審査の充実・強化

担当課 審査管理課・審査業務課

【現状・課題】

- ・本会の基幹業務である診療報酬審査支払業務は、医療費適正化によって医療保険制度を維持するため、様々な施策に取り組んでいる。
- ・平成31(2019)年4月より告示・通知上の算定ルールに係る全国統一のコンピュータチェック項目を設定し、統一した事務審査が可能となった。
- ・令和3(2021)年8月からは、医学的判断を伴うコンピュータチェック項目の全国共通設定を行い審査の精度向上を図るとともに、留意点や処理手順等をまとめたエラーコード補助情報を活用した事務共助の統一化及び効率化を推進し、審査の充実・強化を図ってきた。
- ・今後、更なる審査の充実・強化を図るため審査委員が医学的判断に専念できる体制を整備するとともに、職員はコンピュータチェック機能を効率的かつ効果的に活用した事務共助を行っていく必要がある。
- ・職員が質の高い事務共助に必要な知識を習得するための実務研修及び医学的知識の向上を目的とした審査委員による研修を開催し、専門的知識のある人材の育成を推進している。
- ・令和3(2021)年度から受付締切日(10日)の土日対応を実施し、審査期間を確保することにより審査の充実・強化を図ってきた。

【めざすべき方向】

コンピュータチェックによる審査の充実・強化を図るとともに留意点や処理手順などの参考情報であるエラーコード補助情報の充実を図り、同情報を活用した適正な審査を進める。また、医療費適正化を目的として、審査の精度を高め、より適正な審査を実現するために、計画的な研修の実施による職員の専門的知識や事務処理能力の向上を図る。

【具体的方策】

- 審査支払機関として適正な審査を行うため、次の項目について充実・強化を図る。
- ・事務付託項目の拡大及びコンピュータチェックとエラーコード補助情報を活用した効率的かつ効果的な適正な審査を実施する。
 - ・質の高い審査事務共助ができる職員の育成、事務処理能力の向上を目的とした研修を実施する。
 - ・点数表【告示・通知】において算定できない項目(算定ルール)及び医学的判断を伴う項目(審査支援)におけるコンピュータチェック項目の検証を行い、適正な審査を行うための適確なエラーコード補助情報の作成、見直しを実施する。
 - ・審査委員会における処理基準の確認と必要に応じた見直しの実施。

(2) 柔道整復療養費及びあはき療養費の適正な審査業務等

担当課 審査業務課

①柔道整復療養費

【現状・課題】

- ・平成29年度から強化された、支給申請書の記載誤り等を確認する「形式審査」、支給対象者の具体的な負傷名や近接部位の考え方を確認する「内容審査」、同一施術所における同一患者の通算受療期間の傾向等を確認する「傾向審査」を継続して行い、適正な審査を実施している。
- ・今後は、柔整審査委員会の権限強化に伴う「面接確認」の実施などにより、同一施術所における同一患者の負傷と治癒を繰り返す施術（「部位転がし」）等の傾向にある施術所について重点的に審査を行い、適正な審査に向けた取組を行う必要がある。
- ・規制改革会議の決定を受け、令和4年1月から柔道整復療養費検討専門委員会において「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」の検討が行われている。

【めざすべき方向】

- ・柔整審査委員会の権限強化を十分に活用し、請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められた場合、地方厚生局及び都道府県へ情報提供を行う。
- ・柔道整復療養費検討専門委員会では、「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」に関して、以下について議論し方向性を定めるとしている。

- | | |
|---------------------|-----------|
| ①目的・効果 | ⑤費用負担 |
| ②療養費の請求・審査・支払手続き | ⑥実施スケジュール |
| ③オンライン請求の導入 | ⑦その他 |
| ④オンライン請求以外の請求方法の取扱い | |

【具体的方策】

- ・本会内の柔整審査委員会において、施術所の請求内容に不正又は著しい不当があるかを面接し確認するため、施術管理者及び勤務する柔道整復師に対し、資料の提示及び閲覧を求めることを目的に「面接確認委員会」を開催し、適正な審査に向けた取組を行う。
- ・「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」に関して、国の動向を注視し、国民健康保険中央会と連携して迅速に対応する。

②あはき療養費

【現状・課題】

- ・あはき療養費については、受領委任制度の導入により東北厚生局等から施術者等に指導監督が行われ、療養費の不正又は不当な請求への対応が行われるようになった。
- ・今後は、保険者の判断で「あはき療養費審査委員会」を設置することが出来るため、県主管課と連携し「あはき療養費審査委員会」の設置に向けた協議を行い、より適正な審査を行うための仕組みを導入する必要がある。

- ・ 県主管課は、令和3年8月31日開催の「あはき療養費審査委員会設置に関する打合せ」において、保険者の意向や要望等を調査し検討を行った上で、審査委員会設置を強力に推進する材料が乏しいことから、「大きな情勢の変化があるまで検討を保留する。」とした。

【めざすべき方向】

あはき療養費審査委員会の設置に向けて、国の動向を注視し、保険者の意向を確認するとともに、県主管課と情報を共有し、迅速な対応ができるようにする。

【具体的方策】

- ・ あはき療養費審査委員会の設置については、設置に伴う「審査手数料」や「審査委員の選定」等の課題を検討するため、他県の設置状況等を確認するとともに、国の動向を注視し、厚労省通知の改正などについて県主管課と情報共有を行い、保険者の意向に沿った対応を迅速に実施する。

(3) 保険者業務の支援

担当課 審査管理課

【現状・課題】

- ・令和2(2020)年6月から県内市町村からの委託を受け宮城県がレセプト点検を実施する二次点検の共同実施が開始された。
- ・令和2年度は35市町村中21市町村が委託し、令和3(2021)年度からは県内全市町村が委託することとなった。
このことにより、市町村におけるレセプト点検体制は大きく変化することとなった。
- ・本会においては、このような変化に合わせ、対象者を「初任者向け」及び「実践者向け」等に分けた支援を実施してきたところであり、今後も保険者のニーズに合わせた支援方法、内容等を検討、実施していく必要がある。
- ・さらに、二次点検を実施する宮城県とも連携し、保険者の再審査業務の効率化を図るとともに、質の高い正確な点検を実施するための支援体制の構築が必要となっている。
- ・医療と介護の給付調整について、本会介護保険課から市町村の介護保険担当課を経由し国保担当課へ「医療と介護の突合リスト」を送付しているところであるが、国保における同リストを活用しての効率的かつ正確な点検を実施していくための支援の充実を図る必要がある。

【めざすべき方向】

宮城県における二次点検による再審査申立が的確なものとなり、市町村の委託が効率かつ効果的なものとなるよう宮城県及び委託元である市町村と連携を深め、適確な支援を行う。また、宮城県の受託範囲外となる医療と介護の給付調整など、共同実施の範囲外となる点検に対する保険者支援の充実を図る。

診療(調剤)報酬点数改定時には、改定のポイントや注意点などの最新の情報を保険者に提供していく。

【具体的方策】

保険者に対するレセプト点検関連事務の支援として、次の取組を実施する。

- ・診療(調剤)報酬点数改定等の保険診療情報を提供する。
- ・説明会等の開催と保険者への事務点検支援を引き続き実施する。
- ・医療と介護の給付調整を効率的かつ正確に実施するための支援を実施する。
- ・県が実施する同一県内市町村間の異動被保険者に対する給付点検の支援を実施する。

【数値目標】

保険者説明会等のアンケートにおける理解度・保険者支援満足度について80%以上を目標とする。

2 審査支払業務の効率的な推進

(1) 国保審査業務充実・高度化基本計画に基づく審査の充実と審査基準の統一化の推進

担当課 審査管理課・審査業務課

【現状・課題】

- ・厚生労働省及び支払基金は、平成 29(2017)年 7 月 4 日に支払基金の改革内容や具体的なスケジュールなどを盛り込んだ「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」を公表した。この計画の中に、「国保中央会及び国保連合会においても同時並行的に支払基金の改革と整合的かつ連携して取組を進める。」と記された。
- ・国保連合会は、国民健康保険法に基づき国保保険者が共同してその目的を達成するために設立した団体であり、審査支払業務のほか保険者事務の効率化を図るための共同事業を行っている。保険者や被保険者の財政負担を軽減するためには、国保連合会としても I C T の活用等により審査業務の高度化・効率化にこれまで以上に積極的に取り組むことが必要である。
- ・このことから、平成29(2017)年10月 4 日に国保中央会・国保連合会として高度化基本計画を策定し公表して改革を進めることとした。
- ・厚生労働省は審査支払機能の在り方に関する検討会を設置し、支払基金と国保中央会、国保連合会の審査支払機能の整合的かつ効率的な在り方について、具体的な方針・対象業務・工程等を検討、令和 3 (2021)年 3 月29日に報告書がまとめられた。
- ・報告書を踏まえ、令和 3 (2021)年 3 月31日に厚生労働省、支払基金、国保中央会の 3 者連名により「審査支払機能に関する改革工程表」が策定、公表され、その中の「審査結果の不合理的な差異の解消に向けた工程表」において、コンピュータチェックの統一及び審査基準の統一に向けたスケジュールが示された。
- ・コンピュータチェック項目の全国統一（共通設定）については、令和3(2021)年10月までに実施した。
- ・審査支払機関における審査基準については、支払基金が約33,000項目、国保が約18,000項目あり、国保においては審査基準の全国統一を令和 6 (2024)年 4 月までに検討を一巡させ、統一完了までの期間を令和 4 (2022)年10月までに確定させることとしている。

【めざすべき方向】

審査結果の不合理的な差異の解消に向けた工程表に沿った取組を着実に進め審査基準の統一を実現する。また、「国保審査業務充実・高度化基本計画」の次の 3 つの基本的な考え方に基づき、審査業務の充実・高度化と更なる効率化の具体策を検討、実行することにより審査業務の一層の充実を図る。

- ・厚生労働省及び支払基金の審査業務改革と一体となった取組の推進
- ・人とシステムの審査業務能力向上の好循環による審査業務の高度化・効率化の追求
- ・保険者の共同体としての特性を活かした審査業務の充実

【具体的方策】

厚生労働省、支払基金、国保中央会と連携するとともに本会審査委員会の協力を得て、審査結果の不合理な差異の解消に向けた工程表の実現に取り組む。

- ・導入したコンピュータチェック項目の検証を行い、正確かつ効率的な審査を実施し医療費適正化に努める。
- ・審査基準の統一化に向けて調査対応や各種会議に参画し協議を進め、本会審査委員の承認を得て項目の拡大を図る。

(参考) 「審査結果の不合理な差異の解消に向けた工程表」



(参考) 国保審査業務充実・高度化基本計画

国保連合会ではこれまで少ない審査委員・事務共助職員で効率的・効果的な審査を追求し続けてきたが、保険者や被保険者の財政負担を軽減し審査の一層の充実を図っていくためには、国保連合会としてもICTの活用等により審査業務の効率化・高度化にこれまで以上に積極的に取り組むことが必要不可欠。そのため、審査委員会の理解と協力を得て、国保中央会・国保連合会としての審査業務充実・高度化基本計画を策定

- (1) 厚生労働省及び支払基金の審査業務改革と一体となった取組の推進
- (2) 人とシステムの審査業務能力向上の好循環による審査業務の高度化・効率化の追求
- (3) 保険者の共同体としての特性を活かした審査業務の充実

審査業務の充実・高度化に向けた具体的な取組

審査支払システムの開発

- 厚生労働省と支払基金が行う新システム開発に向けた仕様検討の段階から、国保中央会・国保連合会も参画し、国保総合システムの次期刷新時（平成36年度）において整合的かつ効率的な機能の実現に努力
- 開発・運用に係る保険者負担の抑制及び2画面審査機能や傾向審査機能を実装
- セキュリティ対策の強化

効率化の推進に係る取組の強化

- コンピュータチェックルールの公開
- 返戻査定理由の明確化
- 審査支払手数料の設定の在り方の見直しの検討

審査委員会の在り方等の見直し

- 中央での審査拡大の検討
- 審査委員会の在り方等の見直しの検討
- 業務内容の見直しを踏まえた効率化の推進
- 人材育成の取組の強化

審査基準の差異解消に向けた取組の強化

- 統一的なコンピュータチェックルールの設定
- 全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会の承認を得た上で、
 - ・審査基準の統一化の推進
 - ・事務付託審査の推進の実施

新たな取組の実施

- 介護給付費明細書等と国保・後期レセプトの突合審査
- 都道府県が実施する県内市町村異動被保険者に対する給付点検の支援

○厚生労働省、支払基金及び国保中央会・国保連合会で構成される「審査支払機関・データヘルス改革連絡会議」等に積極的に参画し、本基本計画に掲げた改革の取組の実現に向けて協議を進める。
○協議の上結論が得られたものから、改革項目毎に、到達目標、目標年次、実施主体、毎年度の実施内容、財源、予想される課題・留意点等を明らかにした実施計画を策定し、PDCAサイクルによるローリングを行っていく。

(2) オンライン請求の推進**担当課 審査管理課****【現状・課題】**

- ・保険医療機関等からのレセプトの請求は、電子レセプトによる請求が、全体で令和元(2019)年度の98.25% (オンライン請求77.73%+磁気媒体請求20.52%) から令和3(2021)年度には98.64% (オンライン請求80.79%+磁気媒体請求17.85%、次頁表1参照) と0.39ポイント伸びており電子化が進んでいる状況にある。そのうち、オンライン請求に関しては、令和元(2019)年度の77.73%から令和3(2021)年度の80.79%と3.06ポイントの伸びを示している。
- ・しかし、点数表区分毎では令和3(2021)年度で見ると、医科76.28%、歯科33.46%、調剤99.15% (次頁表5参照) となっている。特に歯科で約6割が磁気媒体請求 (次頁表3参照) となっており、歯科のオンライン請求への移行が全体の底上げにつながるものと考えられる。
- ・磁気媒体による請求は、オンライン請求に比べてシステムへのデータ取込みや、請求先の誤送付の対応に時間を要することから事務の効率化のためオンライン請求を推進する必要がある。
- ・また、令和3(2021)年3月29日の審査支払機能の在り方に関する検討会報告書において、オンラインの促進として、「オンライン請求医療機関等への紙媒体による返戻を廃止し、オンラインによる返戻のみとすること。加えて、令和4(2022)年度中には、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする。」と報告された。
- ・現在、紙請求である訪問看護療養費や柔道整復療養費のうち訪問看護療養費については、令和6年5月請求分からの電子化が予定されており、また、柔道整復療養費においては、柔道整復療養費専門検討委員会において、「公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みを検討するとともに、併せてオンライン請求の導入について検討をすすめる」こととした。

【めざすべき方向】

保険医療機関に対してオンライン化への移行メリットを広報し、レセプトの磁気媒体請求からオンライン請求への移行の推進と返戻再請求に係るレセプトのオンライン化の拡大を図る。また、医療機関再審査申立のオンライン請求の促進を図る。

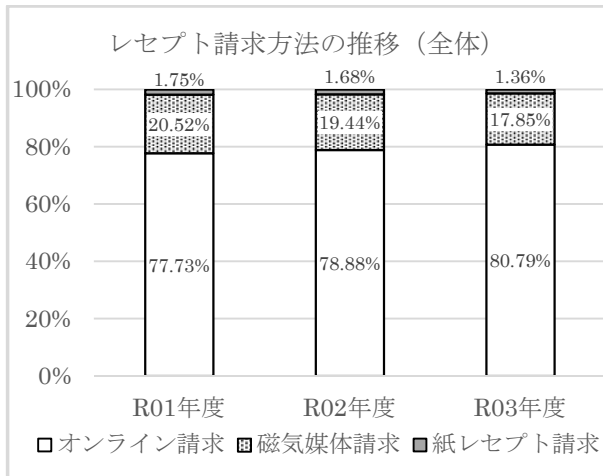
【具体的方策】

審査支払業務の効率化を図るためにオンライン請求を推進するために、保険医療機関等にオンライン化への移行メリットを広報するなど働きかけ、次の取組を実施する。

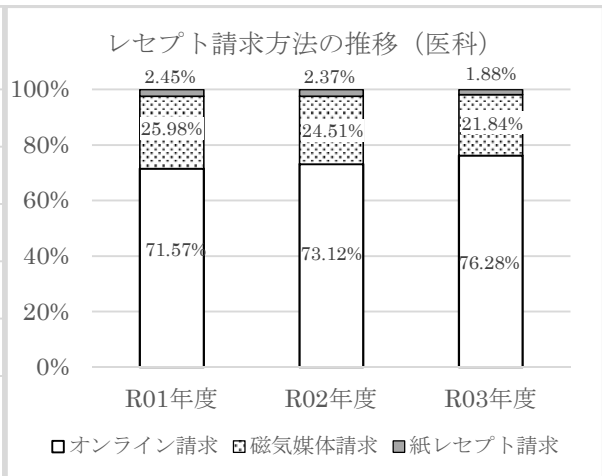
- ・磁気媒体による請求医療機関へのオンライン化移行の促進を図る。
- ・オンライン返戻再請求の拡大を図る。
- ・医療機関再審査申立てのオンライン請求を促進する。
- ・訪問看護療養費の電子化の円滑な導入に向け準備を行うとともに、柔道整復療養費の電子化に向けた動きを注視し、調査や各種会議に参画し、円滑かつ迅速な電子化に備える。

医科・歯科・調剤におけるオンライン請求等の推移

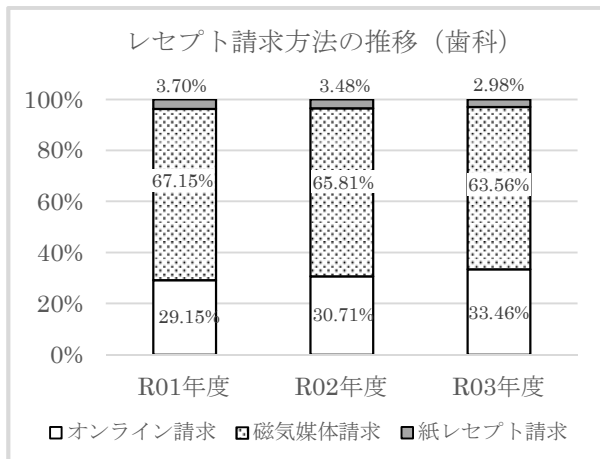
(表 1)



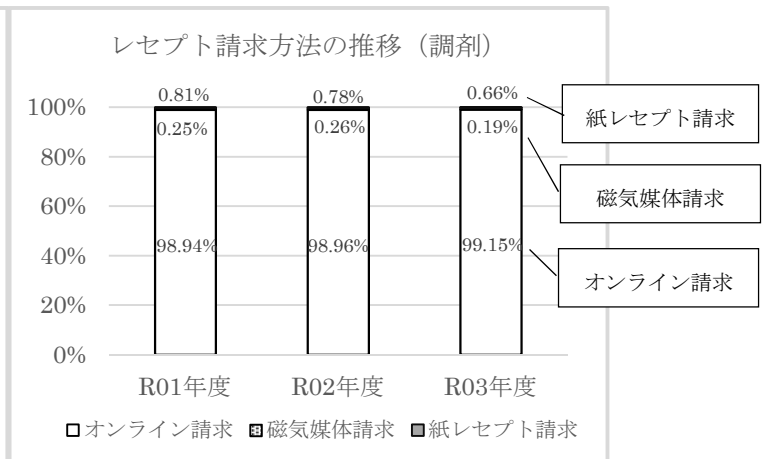
(表 2)



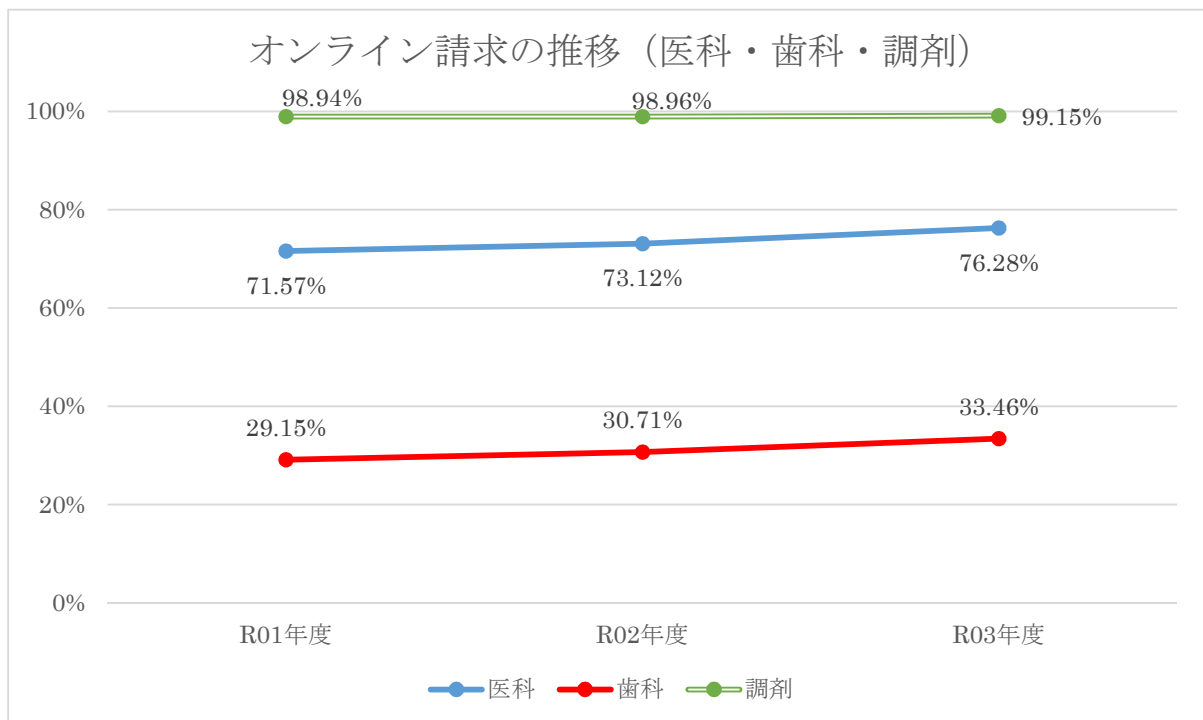
(表 3)



(表 4)



(表 5)



3 国保総合システムの安定的な運用及び次期国保総合システムの円滑な導入

(1) 国保総合システムの安定的な運用

担当課 情報管理課

【現状・課題】

- ・保険者の国保業務は、国保総合システムを中心として業務運用が行われており、システムの円滑な運用が必須となる。
- ・システム機能についてはバージョンアップの更新処理等により業務改善の結果につながっているが、一方で不具合も発生していることから、システムの円滑な運用に関する対策が求められる。
- ・令和元年6月から風しんに関する追加的対策事業を運用しているが、国保中央会及び本会で市町村の事務負担軽減を目的に、抗体検査等費用の請求支払業務を代行しており、風しん対策請求支払機能の円滑な運用が求められる。
- ・風しんに関する追加的対策事業は、令和3年度にて終了予定であったが、国の方針により事業延長されることになったこと及びこれまで本会にて業務を代行していなかった一部市町村分についても、令和4年度から本会にて代行することとなったことにより処理件数の増加が見込まれるため、継続した安定運用が求められる。
- ・令和3年4月から住所地外医療機関等接種分に係る新型コロナワクチン接種費等請求支払業務を代行しており、当該感染症のまん延予防のため追加接種が継続し実施されていることから、新型コロナワクチン接種費等請求支払機能の円滑な運用が求められる。

【めざすべき方向】

国保総合システムの業務運用においては開発元である国保中央会やシステム運用委託電算会社と連携を強化するとともに、制度改正・点数改定及び不具合によるシステム改修等が発生した場合は、保険者に対し速やかに情報提供を行い、保険者業務運用やシステム面での影響が生じないようにする。また、風しんに関する追加的対策に係る抗体検査等費用及び新型コロナワクチン接種費等の請求については、継続的に請求支払業務を行い、安定的な業務運用体制を維持する。

さらに、システム面については開発元の国保中央会及び委託電算会社と連携し、適切なスケジュール管理の下、円滑な運用につなげる。

【具体的方策】

- ・国保総合システムの円滑な運用
開発元である国保中央会からの改善ツールやバージョンアップによる通知を確認し、保険者へ分かりやすく改善点等を周知する。さらに、国保中央会及び委託電算会社と連携を強化し保険者への影響が生じないように可用性を高める。
- ・不具合発生時の連絡体制の構築
システムの故障による保険者への影響度などを把握し、開発元である国保中央会への不具合対応の確認を早急に行う。さらに保険者への連絡を速やかに行い、原因と現象等についての状況を伝え、丁寧かつ分かりやすい説明を実施する。

- ・風しん対策及び新型コロナワクチン接種費等に係る請求支払機能の円滑な運用
風しん対策請求支払機能及び新型コロナワクチン接種費等請求支払機能を活用した確実な請求支払業務の運用を実施する。
- ・抗体検査等実施機関及びワクチン接種機関等への対応
抗体検査等実施機関及びワクチン接種機関等からの問合せについて、正しい請求が行われるよう、本会ホームページを利用し請求方法について周知し、抗体検査等実施機関及びワクチン接種機関等からの問合せに的確に対応できる体制づくりを行う。

【計画の目標】

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国保総合システムの円滑な運用		オンライン請求システム更改				国保総合システム更改
不具合発生時の早急な連絡体制の構築						
風しん対策請求支払機能の円滑な運用及び抗体検査等実施機関への対応						
新型コロナワクチン接種費等請求支払機能の円滑な運用及びワクチン接種機関への対応						
要望・意見の集約及び国保中央会への伝達（随時）						

(2) 次期（令和6年度）国保総合システム等の円滑な導入**担当課 情報管理課****【現状・課題】**

- ・現在の国保総合システムは平成23年10月に運用を開始し、平成30年1月に現行の国保総合システム更改を行った。令和6年度に国保総合システム更改が予定されていることから円滑な導入を行う必要がある。
- ・開発に伴い国保中央会では全国からの要望や意見を精査し、優先度の高い内容を取り入れることから次期国保総合システム更改に向けて宮城県としての意見を集約し、国保中央会へ積極的に伝えていく必要がある。
- ・現行のシステムでは保険者からのニーズに対応しきれていない部分も存在していることから、保険者の意見・要望を認識し、開発元である国保中央会へ伝えて改善を促す必要がある。
- ・国保総合システムと連動する本会独自システムについて、インフラ環境等に係る価格及び機能面から中・長期的に検証した結果、クラウド化の利点が大きいことから、次期国保総合システムのクラウド化と共に、現行のオンプレミスからクラウド化することを前提とした移行準備を進める必要がある。

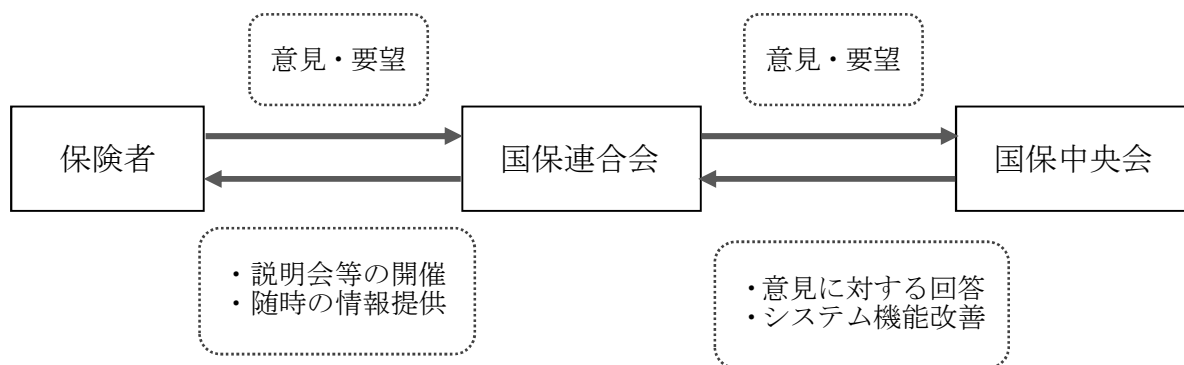
【めざすべき方向】

保険者からは現行のシステムに対し、社会的な変遷に伴う国保制度改正等の改善要望や意見が寄せられている。さらに保険者業務の効率化や事務負担の軽減を図るため、保険者からの意見・要望を次期国保総合システム開発に反映できるよう開発元の国保中央会へ積極的に働きかけていく。また、改修が難しい場合は、委託電算会社への相談やオプション抽出、データ加工等による他の検討策を考慮する。

【具体的方策】

- ・次期国保総合システムの機能改善への取組
研修会・保険者個別支援のヒアリングによるアンケートを活用し、保険者の利用状況の実態を正確に調査するとともに、保険者により近い立場での相談支援を行い意見・要望を把握して聞き取り結果を集約し、現行国保総合システムで対応できない機能について、次期国保総合システムの機能改善に反映するように努め、開発元である国保中央会へ積極的に伝える。
- ・次期国保総合システム導入と導入後の対応
次期国保総合システムの導入については、事前の説明会やスケジュールの提示など速やかに情報提供を行い、保険者が導入後において円滑に業務を実施できるよう継続的な支援を行う。運用面や操作等で支援が必要な際は保険者へ訪問し、直接的な対応を実施する。また、FAQ等の作成により、保険者が常に確認を行えるような体制を築く。
- ・本会独自システムのクラウド化対応
現行のオンプレミスと比較し利点の大きいクラウド化とする方向で委託電算会社と協議・対応しながら円滑に移行できるよう導入準備を進める。

【機能改善の流れ】



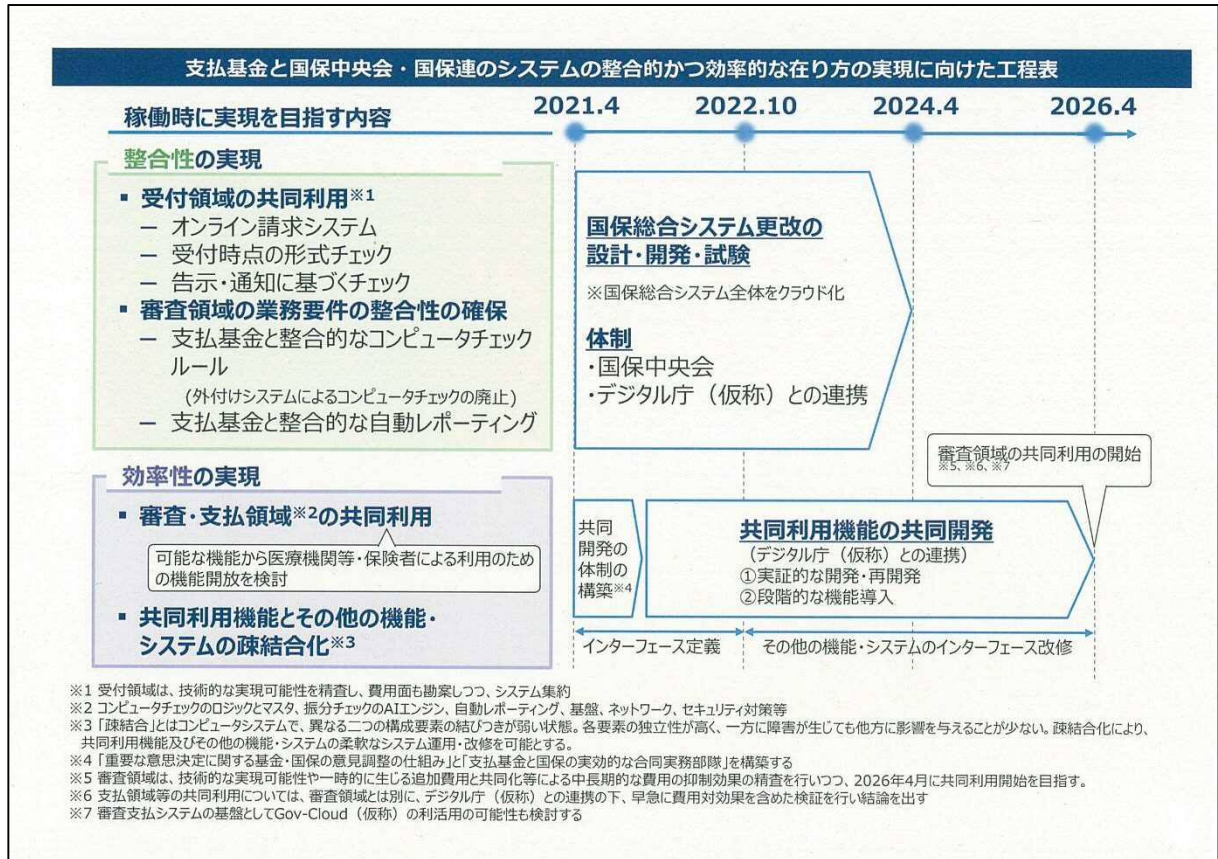
【計画の目標】

▽ 中間見直し

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
次期国保総合システム説明会		国保中央会から次期国保総合システムに関する情報で提供があった場合に随時説明会を開催するもの。				
次期国保総合システム導入関連 ①データ移行計画策定及び作業 ②システム切替計画の策定及び作業 ③システム機器等の調達及び環境構築 ④運用テストの実施					移行データや運用テスト等を実施	
次期国保総合システム本稼働						システム運用面と稼働後の支援
要望・意見等の集約及び国保中央会への伝達（随時）		研修会・保険者個別支援によるシステムに対する意見聴取 現国保総合システム対応外となる保険者からの要望を次期国保総合システムの機能へ追加するよう開発元である国保中央会へ伝達する。				
本会独自システムのクラウド化対応				移行対象システム、帳票の確定 導入作業		

※令和6年度に予定される次期国保総合システムの導入については、現行のシステム更改時の工程を参考として目標を作成しているもの。

(参考)「支払基金と国保中央会・国保連のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向けた工程表」



II 新たな保険者ニーズへの取組

1 共同処理による保険者支援の取組

(1) 国保総合システム等の機能改善

担当課 情報管理課

【現状・課題】

- ・国保総合システムや国保情報集約システム等の機能改善については、国保中央会からのリリース内容を基に必要な応じて保険者へ説明会等を通じて周知しているところであり、研修会・保険者個別支援を通じて保険者からの機能改善への要望がある場合には、内容を精査の上、国保中央会に対して改善要望を行っている。
- ・都道府県単位化が施行されてから4年が経過し、市町村及び本会では国保情報集約システムを用いての資格管理や世帯の継続性の判定、高額該当情報の引継ぎ等が行われている。令和3年10月にはオンライン資格確認等システムが本格稼働したことから、国保情報集約システムでのより一層の適正な資格管理が求められる。

【めざすべき方向】

保険者での円滑な業務運営に貢献するため、システムの機能改善内容について周知するとともに、保険者からの機能改善に対する意見・要望を国保中央会に対し積極的に働きかけ、各種システムへの反映をめざす。また、保険者において行う処理が効率かつ適切に行われるよう支援する。

【具体的方策】

- ・保険者説明会や個別支援による支援
保険者説明会や保険者個別支援において、各種業務及びシステム操作について説明するとともに、保険者からのシステムの機能改善に係る意見・要望を把握し、より活用しやすいシステムとなるよう国保中央会へ働きかける。また、各種システムの基本的な機能や活用方法、機能改善内容についてFAQを活用し、周知する継続的な支援を行う。
- ・国保中央会、委託ベンダを活用した対応
現状の国保総合システム内で処理が可能な場合もあることから、本会としても意見・要望を把握し、委託電算会社への相談やデータ加工等の是非を確認し、国保連合会としてできる限りの対応を行う。

【数値目標】

保険者説明会等のアンケートにおける理解度・保険者支援満足度について80%以上を目標とする。

【計画の目標】

▽ 中間見直し

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
初任者研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・国保保険者の新任職員を対象に各種業務の基礎知識や操作方法等について、習得することを目的とする研修会 ・随時情報提供 					
保険者個別支援	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する保険者に対し、国保総合システムの操作説明等の実地及び Web 方式による支援を行い、効率的運用及び事務処理の向上を図ることを目的とする事業 ・現地での意見・要望の意見聴取 					
	国保総合システム等の機能改善を含む支援					
事務担当職員研修会 (毎年秋季開催)	国保保険者の担当職員を対象に各種システムの基礎知識や操作方法等について、習得することを目的とする研修					
	現行及び次期国保総合システムの機能改善を反映した説明					
	新規システム（国保標準システム等）の支援にかかる説明					
	説明会を通じた意見・要望の聴取及び支援業務					
現地訪問での支援 (随時)	電話等に対応できない場合、保険者へ訪問し直接的な支援を実施する。又は、国保連合会来会での支援を行う。					

(2) オンライン資格確認等システムの運用支援

担当課 情報管理課

【現状・課題】

- ・令和3年3月より一部医療機関にてプレ運用が開始され、システムの安定性及び加入者データの正確性の確認がなされた後、同年10月より本格稼働となった。保険者においては、国保情報集約システムへの確実な資格情報等の連携が必要であり、また、被保険者に直接影響を及ぼすシステムであることから、円滑な導入及び安定的な運用が求められる。
- ・オンライン資格確認等システムの運用開始機関数の状況は、全国で21.5%、宮城県で27.0%（R4.6.12時点）に留まっているものの、厚生労働省は令和5年4月から導入を義務化する方針を打ち出していることから、今後より一層正確な資格情報の連携が求められる。

【めざすべき方向】

本格運用後においても保険者及び国保中央会、委託電算会社と連携を図り、安定的な運用を行うため、正確な被保険者資格情報の登録及び過誤申出登録等について継続的な支援を行う。

【具体的方策】

- ・資格情報連携に伴う支援
市町村において随時行っている情報集約システムへの被保険者資格情報の連携時エラー及び情報集約システムから中間サーバ連携時の加入者情報に係るエラーについて、オンライン資格確認が適切に運用できるよう説明会や個別支援において、エラーの是正の趣旨や方法について説明し、保険者における資格情報の登録が正しく行えるよう支援する。
- ・振替・分割に係る過誤申出
オンライン資格確認等システムを利用した振替・分割が可能となり、オンライン資格確認等システム稼働により過誤申出登録の運用が追加されたことから、通常の過誤申出運用との違い等について、説明会や個別支援において説明し、保険者における過誤調整業務が正しく行えるよう支援する。

【計画の目標】

▽ 中間見直し

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との契約 ・運用等テスト ・マスタ登録 		➡				
本稼働 (令和3年10月)		➡ 正確な被保険者資格情報の登録を支援				

(3) 第三者行為求償事務

担当課 財務課

【現状・課題】

- ・第三者行為求償事務は、保険給付の適正化及び保険財政の健全化を図る上からも重要な役割を担っており、国が進める保険者における第三者行為求償事務の取組強化策として、第三者行為による被害の把握、P D C Aサイクルの確立による求償事務の継続的な改善強化、直接請求への積極的な対応が求められている。また、国保においてはそれらの対応等が保険者努力支援制度評価項目の対象となっている。
- ・しかし、本事務の遂行には経験や専門的知見等を要することから、保険者においては人事異動等により専門性を高めにくいという状況がある。

【めざすべき方向】

保険者において本事務における専門性を高めにくいという課題を踏まえ、保険者の求償事務取組体制をサポートすべく、第三者行為求償事務の基本的知識の伝達や本会で設置している求償事務専門員等による専門的知識の伝達を行うなど、保険者支援の充実強化を図る。

【具体的方策】

- ・保険者職員向け研修会の開催
国保・後期・介護担当者向けに研修会を開催し、職員による基礎的な内容、求償専門員及び厚生労働省第三者行為求償事務アドバイザー等による専門的で実践的な内容を分かりやすく伝達するため、研修項目の検討を行い保険者の取組強化を図る。また、宮城県と本研修会を共催し情報共有を図りながら、保険者努力支援制度を研修項目に含め得点の向上を図る。
- ・保険者個別支援相談の実施
第三者行為求償事務の伝達内容を精査し、概要説明、受託案件の状況説明、困難事例等の相談・助言、国保総合システムの操作方法等の支援を実施する。
- ・専門的求償知識の伝達
保険者の相談に対し、損害保険業務経験を有する本会求償専門員、本会委任弁護士及び厚生労働省第三者行為求償事務アドバイザー等の知識を活用し専門的求償知識を伝達する。
- ・介護保険求償事務の推進強化
事故との相当因果関係判断に注意を要する介護保険求償について、各市町村の状況を踏まえ個別に求償方法や求償対象の給付・期間等の周知・助言を行う。
- ・第三者行為求償事務マニュアルの整備
第三者行為求償事務に関する「第三者行為求償事務Q&A」や「第三者行為求償事務に係る国保総合システム運用の手引き」等マニュアルについて、記載内容の追加修正などの整備・充実を図り新任職員の事務を支援する。

【数値目標】

保険者説明会等のアンケートにおける理解度・保険者支援満足度について
80%以上を目標とする。

- ・ 第三者行為求償事務年度別計画の目標（参考）

下記表のとおり

【計画の目標】

▽ 中間見直し

項目		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保険者支援の充実強化	保険者職員向け研修会の充実	研修会の開催（国保・後期・介護担当者向け） ※宮城県と共催					
	保険者個別支援相談の実施	保険者個別支援相談の実施（新任担当者優先） ※約3年で全保険者を支援					
	専門的求償知識の伝達	各保険者の個別の状況を踏まえた対応					
	介護保険求償事務の推進強化	求償専門員等の知識を活用し保険者に専門的求償知識を伝達					
	第三者行為求償事務マニュアルの整備	「第三者行為求償事務Q&A」「国保総合システム運用の手引き」等マニュアルを整備し新任職員を支援					

2 介護保険事業関係業務の取組

(1) 介護給付適正化

担当課 介護保険課

【現状・課題】

- ・ 県内各保険者では、国の指針を踏まえて県が策定した「第4期宮城県介護給付適正化取組方針（介護給付適正化計画）」に基づき適正化事業を進めている。
- ・ 本会では、平成26年度から保険者における介護給付適正化に係る事務の支援として、縦覧点検帳票の一部（6帳票）の点検を共同処理業務として全保険者から受託している。
- ・ 平成29年度からは医療情報との突合について、縦覧点検と同様に、全保険者から受託して処理を行ったことにより、保険者から、事務負担の軽減が図られた等の一定の評価を得ている。
- ・ 縦覧点検等の受託以外に独自システムとして、分析システム「どこから」*の導入や、本会独自の帳票の作成及び提供を行っている。
- ・ 今後も保険者が実施する介護給付適正化事業に対して支援の充実に努める必要がある。

【本会で行う処理】

処 理	帳 票 名
縦覧点検処理	居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表
	重複請求縦覧チェック一覧表
	算定期間回数制限縦覧チェック一覧表
	単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表
	入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表
	月途中要介護状態変更受給者一覧表
医療給付情報との突合処理 (平成29年度から開始)	医療給付情報突合リスト（※介護側で確認が必要な内容のみ）

【めざすべき方向】

適正化関連帳票やシステム等について効果的に活用することにより、保険者における事務の効率化を図り、適正化事業の推進に貢献できるよう、保険者を支援する。

今後も、令和3年度から開始された「第5期宮城県介護給付適正化取組方針（介護給付適正化計画）」に基づき適正化事業を進めていくとともに、令和7年度から開始される「第6期宮城県介護給付適正化取組方針（介護給付適正化計画）」に向け関係機関と連携を図る。

*分析システム「どこから」 送付したデータから当該保険者におけるサービスの利用状況等を保険者が必要とする項目で集計、表示するシステム

【具体的方策】

- ・説明会における帳票及び独自システムの説明
 中期経営計画(平成 29 年度～令和元年度)に引き続き、適正化システム等に係る説明会を開催し、本会から提供している適正化関連帳票の解説や分析システム「どこから」の操作説明を行う。
- ・帳票の効果的な活用に向けた内容の精査
 適正化関連帳票について、出力内容の精査を行う。また、「第5期宮城県介護給付適正化取組方針(介護給付適正化計画)」に基づく保険者における効果的な活用方法について検討する。

【数値目標】

保険者説明会等のアンケートにおける理解度・保険者支援満足度について 80%以上を目標とする。

【計画の目標】

▽ 中間見直し

項目		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国	報酬改定等			報酬改定等			報酬改定等
県	宮城県介護給付適正化取組方針	第4期		第5期			
本会	適正化情報の提供	平成 15 年度から帳票提供開始					
	適正化システム等に係る説明会	帳票の解説等について、全体及びブロックで開催					
	縦覧点検処理	平成 26 年度から全保険者について受託 (6 帳票)					
	医療情報との突合処理	平成 29 年度から全保険者について受託					

(2) 保険者業務の支援

担当課 介護保険課

【現状・課題】

- ・本会が行う介護給付費等審査支払業務は、保険者が作成する受給者異動情報を基に審査を行っていることから、受給者異動情報に誤りがある場合は、事業所からの請求が正しいものであってもエラーとなり返戻扱いとなっている。
- ・保険者が作成する各種情報は、審査支払業務を行う上で重要なものとなっており、保険者での各種情報の設定誤りが原因となっている請求エラーの場合、保険者においては、事業所からの問い合わせ対応や訂正情報の作成等の事務が増加する。
- ・本会においては、保険者における各種情報の作成やデータ授受を円滑に行うため、保険者支援システム（独自システム）^{*}を導入しており、その操作方法や各種情報の作成上の留意点について理解を深めるために、保険者説明会を開催している。
- ・報酬改定等の制度改正があった場合については、内容によっては保険者における各種情報の作成及び本会とのデータ授受に影響が生じることもあることから、必要に応じて説明会を開催している。
- ・適正化説明会についても開催しており、今後も継続して保険者を支援できるよう説明会を開催する必要がある。

【めざすべき方向】

保険者説明会を開催し、各種情報の作成上の留意点について理解を深めてもらい、設定誤りによるエラーの解消を図り、保険者における問い合わせ対応や訂正情報の作成等に係る事務負担の軽減につなげる。また、保険者担当者の人事異動及び制度改正等が行われた場合でも、円滑に安定した運用が行われるよう対応する。

保険者説明会及び適正化説明会においては、実機を使用して研修会の充実を図り、システムへの理解を深めるとともに習熟度を高める。

【具体的方策】

- ・円滑な事務処理を行うための保険者支援
保険者の事務の効率化を図るため導入した新保険者支援システムについて、実機を使用した説明会及び各種説明会等を行い、保険者担当者における事務処理に係る理解を深め、審査支払事務を円滑に実施できるよう保険者を支援する。

【数値目標】

保険者説明会等のアンケートにおける理解度・保険者支援満足度について 80%以上を目標とする。

^{*}保険者支援システム（独自システム）

保険者へ送信した給付実績情報を帳票イメージで表示、印刷するほか、過誤申立等の情報や事業状況報告を作成するシステム

【計画の目標】

説明会	回数	開催時期	内容
保険者担当説明会	年1回	6月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 各種情報の作成上の留意点の説明 パソコンを使用した保険者支援システムの操作説明
適正化支援に関する説明会（全体）	年1回	7月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 適正化システムの説明 本会が行っている縦覧点検処理の説明 パソコンを使用した分析システム「どこから」の操作説明等
適正化支援に関する説明会（ブロック）	年1回 4か所	11月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 適正化帳票確認のポイント等の説明
制度改正等に係る説明会	随時	随時	<ul style="list-style-type: none"> 制度改正等による各種情報の作成やデータ授受における変更点、留意点の説明
保険者個別支援	年1回	6～9月	<ul style="list-style-type: none"> 保険者における疑義事項等への対応（訪問又はWeb方式による実施）

(3) 苦情・相談の対応

担当課 介護保険課

【現状・課題】

- ・ 県内関係機関の苦情・相談に関する対応を取りまとめた「苦情処理マニュアル」については、平成12年に宮城県と合同で作成して以降、数回に渡る見直しを行ってきた。
- ・ 制度改正による介護予防サービスや地域密着型サービスの創設、一部サービスの事業所指定に関する市町村への権限移行等を踏まえ、平成30年度に「苦情処理マニュアル第六版」を作成し、市町村をはじめ関係機関へ提供した。
- ・ 本会においては、苦情・相談の窓口として、年間延べ200件前後の電話等による苦情・相談に対する相談者へのアドバイスや介護事業者等へ改善の要請を行うとともに、苦情申立に対しては該当介護事業者等の調査を行い、指導・助言を行っている。
- ・ 本会では、介護サービスの質の向上を図ることを目的に、毎年、市町村の介護保険担当者及び介護事業者等を対象とした研修会を開催するとともに、事業所が実施している優れた取組を県内の他の介護事業者等に紹介する「ワンランクアップ事業」を行ってきた。
- ・ 今後も市町村へのサービス事業所等の指定権限の移行や、平成29年4月から全市町村において開始された新しい総合事業により、市町村におけるこれらの介護事業者等に対する苦情・相談がこれまで以上に寄せられることになるものと予想され、その対応が介護事業者等の介護サービスの質を高める上でも極めて重要なものとなる。

【めざすべき方向】

本会が行う苦情・相談処理業務は、介護サービスの質の向上を目的とすることが介護保険法で定められているところであり、保険者の共同目的達成機関という性格から、市町村に寄せられる苦情・相談に係る対応が、効果的かつ適切に行われるよう適宜情報提供及び研修会を実施して、介護保険制度運営全体の充実を図る。

【具体的方策】

- ・ 事業所向け研修会の開催によるサービスの質の向上
介護サービスの質の向上を図るため、介護保険をめぐる情勢や事業者の要望を踏まえ、時宜にかなったテーマによる研修会を開催する。
- ・ 市町村向け研修会の開催による市町村担当者への支援
市町村担当職員の苦情・相談対応に係る専門性の向上を図る研修会を開催する。
- ・ 本会担当者のレベルアップ
本会担当職員の専門性の保持、対応力の向上を図るため、関係機関が主催する研修会等に参加する。

【計画の目標】

研修会	回数	開催時期	内容
市町村担当職員研修会	年1回	6月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情、相談処理業務全体の流れの説明 ・ 市町村と本会の連携についての説明
介護サービスの質の向上に関する研修会	年1回	8月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスの質の向上に関するテーマを選定し外部講師を招いた講演等
関係機関が主催する研修会等への参加	年1回	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会担当職員の専門性の向上を図るために関係機関主催の研修への参加

3 障害福祉サービス費等に係る審査支払事務の効果的・効率的な実施

担当課 介護保険課

【現状・課題】

- ・ 障害福祉サービス関係費については、事業として定着するとともに、この10年間で大幅に増加している状況を踏まえ、社会保障審議会障害者部会において、平成27年12月に、障害者総合支援法施行3年後の見直しに向けた報告書を取りまとめた。
- ・ 報告書の中では、「市町村による給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、現在支払事務を委託している国保連合会について、審査を支援する機能を強化すべきである」との提言がなされた。
- ・ 提言の内容を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が平成28年5月に可決成立し、同改正法では、現在、支払事務を委託している国保連合会に、審査も委託することができることとする旨の規定（平成30年4月施行）が盛り込まれた。
- ・ 本県においても審査支払規則を整備し、県内全市町村から受託の上、審査支払業務を行っている。
- ・ 提言及び法改正を受け、市町村による給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、審査機能の強化に向けた検討を行うことを目的として、平成28年5月、国保中央会に「障害者総合支援法等審査事務研究会」が設置された。
- ・ 研究会においては、現状の障害福祉サービス等の給付費等に係る審査支払事務について、国保連合会での審査機能を盛り込んだ報告書を、平成28年12月に取りまとめた。
- ・ 報告書の中で、国保連合会における「審査」については、根拠が明確であり、機械的に判断できる範囲で行うことが前提となっており、台帳との突合の結果、不一致となったものについては、これまで警告としていたものをエラーとし、警告からエラーへの移行は平成30年度から順次実施されている。
- ・ 警告からエラーへの移行は、市町村から提出される受給者台帳の整備をこれまで以上に重要なものとし、正確な台帳の登録と登録時にエラーとなった台帳の迅速な修正が必要となる。
- ・ 警告からエラーへの移行以外にも、審査をより効果的・効率的に実施するための対応として、平成30年11月から仮審査を実施している。
- ・ 今後も、審査支払業務の効果的・効率的な実施については、機能拡充などの対応が段階的かつ継続的に進められることから、情報提供も含め、市町村業務の支援を行っていく必要がある。

【めざすべき方向】

平成30年4月から実施している審査支払業務について、審査の効果的・効率的な実施に係る対応が順次行われており、今後も制度改正等により更なる拡充等も予想されることから、本会では円滑な審査支払業務を実施するため、国保中央会が作成するマニュアルの検証や制度改正等による市町村事務処理における留意点に関する情報提供を行い、市町村での二次審査における事務負担の軽減につながるよう支援する。

【具体的方策】

- ・市町村向け事務処理マニュアルの作成及び提供
台帳情報を正確に登録することが重要となることから、本県で多く発生しているエラーに係る原因や対応方法等に関する事務処理マニュアルについて、随時見直しを行い市町村へ提供する。
- ・説明会開催による市町村担当者への支援
市町村担当者説明会を開催し、事務の流れや台帳整備を始めとする事務処理に関する留意点について説明することにより、市町村担当者の事務処理に係る理解度の深化を図り、審査支払事務の円滑な実施が確保されるよう市町村を支援する。

【数値目標】

市町村説明会等のアンケートにおける理解度・市町村支援満足度について 80%以上 を目標とする。

【計画の目標】

▽ 中間見直し

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
イベント (予定)		審査の拡充(第三段階)	制度改正 報酬改定	臨時 報酬改定		制度改正 報酬改定
説明会及び 情報提供	担当者説明会及び市町村個別支援の実施					
マニュアルの提供	国保中央会・本県独自作成マニュアルを整備し提供					

4 特定健診等データ管理システムの円滑な運用

担当課 事業推進課

【現状・課題】

- ・平成20年度から実施された特定健康診査・特定保健指導については、費用決済をはじめ特定健診・保健指導の対象者や受診券・利用券の管理、結果データの点検等の業務を本会が代行機関として業務を受託し、保険者における繁雑な業務の負担軽減を支援している。そのため、月次・年次の業務及びメンテナンスについては、運用スケジュール等で管理を行い安定した業務の実施に努めている。また、特定健診システムに蓄積されたデータは、国への法定報告や、KDBシステム^{*}に連携され、国の健康づくり施策や保険者保健事業の分析・評価データとしても活用されているところである。
- ・今後も国の健康づくり施策及び医療費適正化の更なる推進においては、正確な健診データの作成・管理はますます重要となるものの、保険者においては、人事異動や業務が繁雑なこと及び特定健診システムにおける法定報告のためのデータ作成等の引継ぎが難しい状況であることから、本会における支援が必要である。
- ・なお、令和2年度の特定健診システムの機器更改については、国庫補助の対象とされたが、今後の機器更改は国庫補助が望めない可能性が高いことから、特定健診システムに係る運営経費について国や国保中央会の動向を確認しながら、令和8年度の機器更改に向けての適切な準備を進めていくことが必要である。

【めざすべき方向】

保険者業務を支援するために、特定健診システムにおける月次・年次処理を確実にを行い、データ管理・機関支払等について安定した運用を行う。また、保険者が特定健診システムにより正確な法定報告等のデータを作成できるように、特定健診システムの操作方法等の支援が必要な保険者については、保険者個別支援（電話・Web・訪問等）により対応する。

なお、令和8年度に実施予定の機器更改に伴うクラウド化に向けて、情報収集を行い円滑な導入に向けた準備を行う。

【具体的方策】

- ・保険者支援に係る安定したシステムの運用等
 保険者から受託しているデータ管理や機関支払等業務について、月間・年間の処理スケジュールを管理し、遅滞なく実施する。また、特定健診システムのバージョンアップや不具合対応等のメンテナンスについて各関係機関と情報共有、連携し、安定稼働に努める。

^{*}KDBシステム 保険者事務共同電算業務等を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者含む）」、「介護保険」等に係る統計情報等を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートするためのシステム

・ 特定健診システムに係る個別支援

保険者がスムーズに特定健診システムを活用し、適正な法定報告等のデータ作成ができるようになることを目的に、個別支援（Web・訪問等）により操作方法等の支援を実施する。訪問する場合は、保険者の実機を使用して実施する。

・ 令和8年度機器更改に係る準備

令和8年度の機器更改に向け、情報等を収集し、切替え作業及び業務継続が円滑に実施できるように、各関係機関及び保険者と連携を取りながら準備を進める。

【計画の目標】

▼ 中間見直し

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
システムの安定運用	年間運用スケジュール等を作成・運用					
保険者個別支援	第1クール（H30～） アンケートで事業評価		第2クール アンケートで事業評価			第3クール 左に同じ
機器更改	機器更改準備	機器 更改	機器更改準備(令和8年度予定)			
保険者用パソコン	入替え					

5 保健事業支援の充実・強化

(1) 専門職等による保険者保健事業の支援

担当課 事業推進課

【現状・課題】

- ・本会が実施している主な保健事業支援は、保健事業に資する研修会の企画・開催、平成26年度から国保・後期高齢者ヘルスサポート事業実施のために本会に設置された「保健事業支援・評価委員会」の運営・開催、KDBシステムの操作・活用支援、特定健診システムの操作・活用支援、保険者の保健事業に関する相談・支援、元気な高齢者支援事業及び健康教育機材貸出と多岐に渡っている。
- ・令和元年度から、本会の強みを活かした「糖尿病性腎症重症化予防研修会」及び「高齢者の保健事業セミナー」の開催を実施することとなったが、これらを効果的に行い、保険者支援を行うためには、保健師の専門的な知識や視点を活かして、今まで以上に保険者ニーズにあった支援が必要である。そのためには、本会保健師を中心としたさらなる支援体制の整備・強化を本会事務職とともに実施していく必要がある。

【めざすべき方向】

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）の一部を改正する件」の告示に明記されている国保連合会の役割に基づき、診療報酬明細書等情報等を活用した医療費分析や保健事業に関する調査及び研究、専門的な技術又は知識を有する保健師等による保健事業従事者に対する研修の実施等、市町村及び国保組合が行う保健事業のPDCAサイクルに係る取組み等を支援する事業を実施するとともに、実施指針に沿った研修会を開催し、保険者が効果的に保健事業を展開できるように支援を行う。また、そのための支援体制の強化を図っていく。

【具体的方策】

- ・保健事業推進のための研修会等の実施
保険者における効果的な保健事業展開のため、市町村保健師等専門職と事務職が連携して事業実施できるよう企画・立案して、糖尿病性腎症重症化予防研修会、高齢者の保健事業セミナーを実施する。
- ・国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進
国保保険者の保健事業がより効率的・効果的に実施されるように、有識者で構成された「保健事業支援・評価委員会」からの支援・助言を受ける機会を設けるとともに、研修会等を開催し保険者の保健事業を支援する。
- ・保険者の保健事業支援にかかわる本会保健師・事務職の人材育成
国保保険者が実施する保健事業の支援に資するために、専門的な知識を取得し、国の施策や国保制度等を深く理解した職員の育成に努め、本会に求められている支援を実践できる人材の育成を行う。

【数値目標】

保険者説明会等のアンケートにおける理解度・保険者支援満足度について
80%以上を目標とする。

【計画の目標】

▽ 中間見直し

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
研修会の実施	事業実施 ・評価	事業実施 ・評価	事業実施・ 中間評価	事業実施 ・評価	事業実施 ・評価	事業実施・ 最終評価
国保ヘルス サポート事業	保険者のニーズにあった内容を反映して実施					
	計画策定		評価・見直 し			最終評価
人材育成	育成計画実施					
	育成計画策定		評価・見直 し			最終評価

(2) 保健事業推進のためのデータ活用支援

担当課 事業推進課

【現状・課題】

- ・令和元年5月15日に健康保険法等を改正する法律が成立し、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正された。
- ・改正された法律では、KDBシステムを保有する本会が、被保険者の健診・医療データ等を収集、整理及び分析し、その結果の活用について、保険者を支援することとなっているが、現在、本会においては、保険者の保健事業に資するデータの提供が不十分な状況であることから、提供データの内容について検討し、作成する必要がある。

【めざすべき方向】

保険者が保健事業の実践、評価・分析等に必要なデータの提供を行う。データは、KDBシステムのデータを中心に、保険者のニーズにあったものを提供できるように、外部有識者等からのアドバイスを受けながら常に支援機能の充実向上を図る。

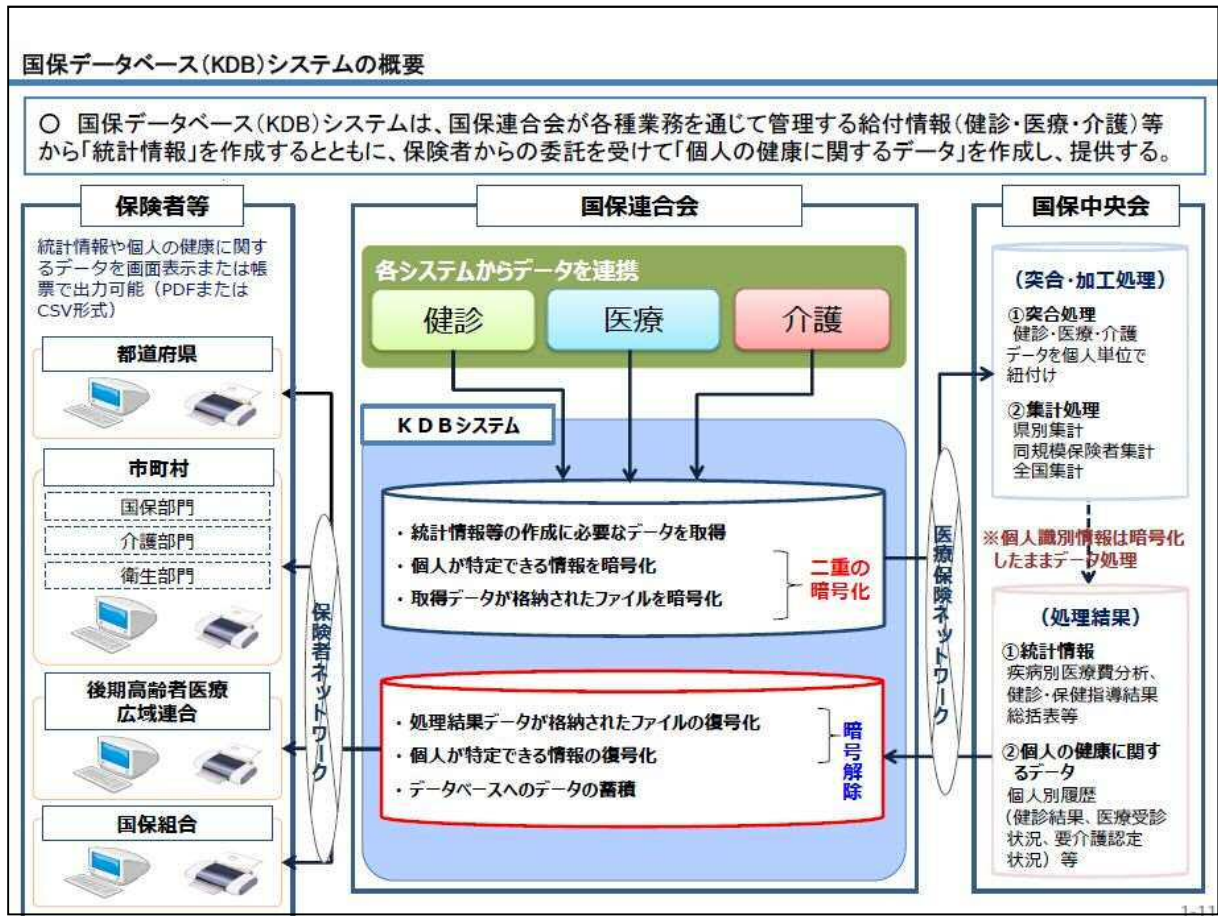
【具体的方策】

- ・データ提供事業
特定健診システム、KDBシステムのデータから、特定健診・特定保健指導に関するデータ、糖尿病性腎症重症化予防事業に関するデータを提供する。また、その他の必要なデータについては、検討しながら提供を行っていく。
- ・データ提供における本会の人材育成
KDB等のデータに基づき、保険者の保健事業に必要な集計・分析のデータを作成するとともに、それを活用できる人材を育成して保険者のデータスキルアップの向上を支援する。

【提供データ】

項目	作成データ	対象データ	提供開始時期
特定健診・保健指導に関するデータ	法定報告保険者別結果一覧	法定報告保険者別結果一覧表	令和3年4月
糖尿病性腎症重症化予防に関するデータ	・未治療者一覧表 ・治療中断者一覧表 ・治療者一覧表 等	KDBシステム等	令和2年10月
医療費分析に関するデータ	・医療費の三要素分析 ・疾病別医療費分析 ・年齢別医療費分析 等	KDBシステム等	令和4年3月

(参考) KDBシステムの概要図



(国保中央会資料から抜粋)

(3) KDBシステムの操作・活用に向けた支援**担当課 事業推進課****【現状・課題】**

- ・平成26年度に設置したKDBシステムについては、現在国が推進している国保データヘルス計画をはじめ、糖尿病性腎症重症化予防事業及び令和2年4月に施行された高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等で、その活用が求められているところである。健康づくり施策におけるデータの活用については、現在、国においても国民の医療動向や健康等の実態を把握するビックデータのの一つとして、レセプト情報と特定健診等の情報を収集した「レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）」の活用が進んでいるが、国保保険者単位でデータの収集ができるKDBシステムの活用は、今後、ますます重要度が増してくるものであると思われる。
- ・令和元年度には健康スコアリング等の新機能も追加されるなど、今後の保険者における保健事業での活用に配慮したシステムの改修が進められているところである。
- ・保険者の活用状況については、保険者間での差が見られることや、どのように活用したら良いのかよく分からないとの声もあることから、保険者がKDBシステムを活用し保健事業が効果的・効率的に実施できる一助となるよう、本会での支援体制を十分に整え、保険者のニーズにあった支援を行う必要がある。

【めざすべき方向】

保険者がKDBシステムについて活用しやすいように環境の整備を進め、保健事業の効果・検証等が実践的に実施できるように操作・活用方法の支援を行う。また、そのために必要な本会の支援体制の強化、人材育成を計画的に実施していく。

【具体的方策】

- ・KDBシステム保険者個別支援事業等
KDBシステムの操作方法及び活用方法等について、希望保険者を個別に訪問し、実機を使用した個別支援を実施する。また、訪問以外にも、保険者のニーズに合わせた支援を行う。
- ・KDBシステムのデータを活用した研修会等の実施
令和元年度から本会での実施が求められている糖尿病性腎症重症化予防研修会及び高齢者の保健事業セミナー等の研修会におけるKDBシステム活用事例の紹介や実際にデータを活用した研修会等を実施する。

・KDBシステムの円滑な運用等

令和元年度以降に実施されるシステムの改修や、国保・後期・保健・介護等の各関係部署に跨るデータの構築について、遅滞なく作業が実施できるように保険者等と連携をとりながら適切な方法で運用を行う。

・KDBシステムに係る人材育成

保険者のKDBシステム活用を支援するために、本会職員等の育成と必要なスキルを明確化し、計画を策定して実施する。

【数値目標】

保険者説明会等のアンケートにおける理解度・保険者支援満足度について 80%以上を目標とする。

【計画の目標】

▼ 中間見直し

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保険者個別支援	保険者への個別訪問・アンケート・ヒアリング内容を反映して実施					
			評価・見直し			最終評価
KDBを活用した研修会等	事業実施・評価	事業実施・評価	事業実施・中間評価	事業実施・評価	事業実施・評価	事業実施・最終評価
保険者ニーズに係る支援	保険者のニーズにあった内容を反映して実施					
			評価・見直し			最終評価
人材育成	育成計画実施					
	育成計画策定		評価・見直し			最終評価

6 広報事業の充実・強化

担当課 事業推進課・総務課

【現状・課題】

- ・国民健康保険制度の支え合いの仕組みや、それを支える保険料(税)負担の重要性、更には健康づくりについて被保険者に周知し、理解の促進を図るという保険者共通の目的のため、保険者のニーズに応えながら本会で広報事業を行い、事務効率化とコストダウンにつなげている。今後も国保制度の健全運営のために、継続的に取り組むことが必要である。
- ・被保険者に対する健康づくりについては、宮城県や市町村とも連携し進めていくことが重要であることから、今後の広報や周知方法について関係機関の広報担当との連携も検討する。

【めざすべき方向】

国民皆保険制度を堅持するため、国保制度が県民の支え合いの制度であることを念頭に、県民目線での広報を展開する。また、健康寿命の延伸と医療費適正化につなげる観点からも効果的・効率的な広報をめざす。今後も保険者の意見を反映し、保険者が必要とする情報をより見やすく掲載するために、構成等を改善する。

【具体的方策】

広報事業の実施に当たっては、事業の継続性を考慮し、基本的に3年間で1サイクルとし、保険者のニーズを反映した内容とするためにサイクルごとに保険者にアンケート調査を実施し、その結果を基に国保問題調査研究委員会で方向性を協議する。

- ・広報パンフレット「私たちの国保」の作成
国保制度、健康づくり、その時々々の国の施策等の啓蒙活動及び周知等を目的にパンフレットを毎年1回作成し、保険者の希望するサイズ(A4版、B6変形版、B7版)、部数を作成し、主に保険者を通じて加入者等への配布を行う。
- ・国民健康保険料(税)収納率向上対策について
国民健康保険料(税)の収納率向上対策の一環として、PRポスター及び広報グッズを作成し、啓蒙活動を行い、納税に対する意識向上を図る。
- ・機関紙(広報誌)「みやぎの国保」の発行
年4回発刊し、県内保険者を中心に独自の活動や取組を紹介するとともに、国保の中央情勢や健康づくりについてのコラム、国保連合会の会議報告等を掲載し、保険者等国保関係者へ配布し、幅広く情報共有を図る。

【計画の目標】

▽ 中間見直し

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
広報パンフレット 私たちの国保	内容：制度改正等 281,951部	内容：制度改正等	アンケートの内容を反映して実施			
国民健康保険料 (税) 収納率向上対策	ポスター作成 430枚	ポスター作成	アンケートの内容を反映して実施			
	ポケットティッシュ作成 63,050個	ポケットティッシュ作成	アンケートの内容を反映して実施			
みやぎの国保	年4回作成		年4回作成 アンケートの内容を反映・ 構成等の見直しを予定			
広報 アンケート		実施			実施	

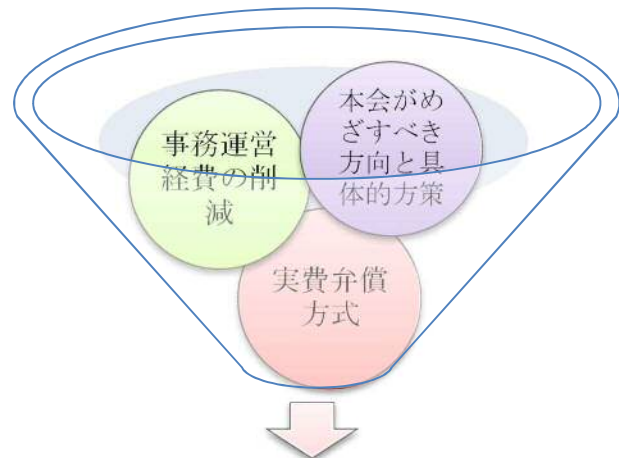
III 効率的で安定した組織基盤の確立

1 経費節減と安定財源確保の取組

担当課 総務課

【現状・課題】

- ・国保及び後期の診療報酬審査支払手数料単価については、一層の経費節減に努めるが、国保中央会負担金の引き上げ等による全体的な支出増の影響を見極めた上で、安定的な業務遂行の財源を確保するため、将来的な引き上げを検討せざるを得ない状況である。
- ・ICT等積立資産は、平成31年3月27日付け厚生労働省通知「国民健康保険団体連合会が行う収益事業に係る法人税法上の取扱いについて」により、システム更改等に際し、ICTやAIの活用等による高度化・効率化の取組に充てる場合、非課税での積立が認められていることから安定財源確保の取組として運用が必要となる。
- ・本会は引き続き保険者等の負託に応えるべく、求められている役割や期待を的確に捉え、最大限の貢献をしていく必要がある。そのために、本中期経営計画において本会の現状、課題を踏まえ、めざすべき方向や具体的方策を定めているところであり、めざすべき方向と具体的方策の実現を図るためには、今後、所要額の精査に加え、本会における事務運営経費の節減という内部努力を行い、実費弁償方式に沿った適正な負担金及び手数料の設定をしていく必要がある。
- ・経費節減の取組として、特に高額となるシステム運用に関する契約については、特定の入札について、システムコンサルティング業者で事前に仕様書等を確認しており、適宜個別支援及び定例会を開催し適正な財政運営を行っている。



『適正な負担金及び手数料の設定』

【めざすべき方向】

本会の運営に当たっては保険者からの負担金や手数料を財源としていることから、保険者はもとより被保険者に対しても説明責任を果たすべく、これまで以上にコスト意識を持って、事務運営経費の節減や事業の効率化を行うとともに、システムコンサルティングの活用により適正な契約とすることで、費用対効果の高い良質なサービスの提供をめざす。

【具体的方策】

・事務運営経費の節減

事務運営経費については、これまでも節減に努めてきたが、保険者財政への影響を最大限考慮し、更なる事務費節減の徹底を図るとともに、予算要求マネジメントシートを活用によるコスト意識を持った事業を実施する。

・システムコンサルタントの活用

歳出の大部分を占めるシステム関連経費については、審査支払手数料の設定に大きく影響することから、システム関連業務の委託はシステムコンサルタントを活用し、費用対効果を的確に判断した上で効率的かつ適正な運用とする。

・業務実態に見合った職員数

職員数については、レセプト電子化の推進に伴う効率化や事務処理方法の変更等、減要素が考えられる一方、オンライン資格確認等への対応、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する対応及び医療費適正化のための保健事業など増要素を考慮し、業務実態に見合ったものとする。

・適正かつ明確な負担金及び手数料

負担金及び手数料については、システム関連経費・人件費・事務費等の影響する業務の更なる効率化を図りつつ、適正な単価を設定するとともに、保険者等から理解を得られるよう丁寧に説明していく。

・国庫補助獲得のための要請活動

国保総合システム更改に要する不足財源を賄うため、国保保険者及び地方6団体の協力を得て、国において必要な財政措置を講じるよう要望活動を行い、国保保険者に追加的な財政負担が生じないよう財源の確保に努める。

【数値目標】

システム関連経費等の適正化に向けて、特に高額となる入札は、必ずシステムコンサルティング業者で仕様等を確認する。また、月1回以上の定例会等を開催し、適正なシステム運用の確立をめざす。

※参考 令和2年度～令和6年度診療報酬審査支払手数料単価等の見通し

令和2年度から令和6年度までの国保及び後期における診療報酬審査支払手数料単価等の見通しについては、以下のとおりである。

なお、審査支払に係る費用については、国保及び後期のレセプト件数により按分している。また、ICT等積立資産は、当面は当該会計年度の剰余が見込まれる場合に積立てることとし、取り崩して使用した場合は、改めて積立が必要となる。一方、職員退職給付引当資産については、これまでの保有していた資産を当面保有した上で、總會等の承認を得ることにより積み増しができることを確認し、収支見込により財源の確保ができる年度においては、毎年度の積立限度額を超えない範囲内で積立することができるよう、規則の改正を行ったことから、年度末の収支状況を勘案しながら積立限度額の範囲内で積立していく。

○国民健康保険診療報酬審査支払手数料

国保については、人口動態の変化による被保険者数減に伴うレセプト件数の減少が見込まれる一方、全国標準システムのクラウド化やシステム更改が予定されており、手数料単価見直しを検討する必要がある。

(国保は、乳幼児含む公費及び共同処理等と一体的に事業を展開しているため、作業の効率化や調達費用のスケールメリットが図られる分、手数料単価が抑制されている現状にある。)

【手数料単価等の見通し（国保）】

年 度	国保被保険者数	レセプト件数 (県内・柔整・療養費)	対前年度 伸び率	レセプト1件 当たり単価
令和元年度	488,629人	8,592,500件	95.00%	52.30円
2年度	468,629人	8,162,875件	95.00%	52.30円
3年度	448,629人	7,754,731件	95.00%	62.61円
4年度	428,629人	7,366,994件	95.00%	62.61円
5年度	408,629人	6,998,644件	95.00%	各年度協議
6年度	388,629人	6,648,711件	95.00%	

※令和5年度以降のレセプト1件当たり単価については、国保中央会負担金の変更及びICT等積立資産等の動向により大きく変化するため、各年度精査・協議の上、記載するもの。

国保の被保険者数については、平成30年度の国保被保険者数508,629人（平成30年9月末現在の数値）から毎年約2万人の減を見込み算出したもの。（P6参照）

○後期高齢者診療報酬審査支払手数料

後期高齢者については、被保険者数の増によるレセプト件数の増は見込まれるが、全国標準システムのクラウド化やシステム更改が予定されている等の理由により、手数料単価見直しを検討している。

【手数料単価等の見通し（後期）】

年 度	後期被保険者数	レセプト件数 (県内)	対前年 伸び率	レセプト1件 当たり単価
令和元年度	318,796人	9,770,119件	102.00%	59.00円
2年度	325,618人	9,965,521件	102.00%	59.00円
3年度	332,586人	10,164,831件	102.00%	64.24円
4年度	339,703人	10,368,128件	102.00%	64.24円
5年度	346,972人	10,575,491件	102.00%	各年度協議
6年度	354,397人	10,787,000件	102.00%	

※令和5年度以降のレセプト1件当たり単価については、国保中央会負担金の変更及びICT等積立資産等の動向により大きく変化するため、各年度精査・協議の上、記載するもの。

後期高齢者の被保険者数については、過去3年の平均伸び率から算出したもの。

2 会計の透明性の確保

担当課 財務課

【現状・課題】

- ・本会の会計事務は、財務規則及び厚生労働省通知に基づき、単式簿記及び複式簿記財務諸表を作成し、会計の透明性を図っている。今後も適切な会計事務を遂行していくため、必要とされる知識・能力を有する人材を育成する必要がある。
- ・積立資産（財政調整基金積立資産、減価償却引当資産、電算処理システム導入作業経費積立資産、ICT等積立資産）については、厚生労働省通知に基づき適正な積立額を定め運用を行っている。

【めざすべき方向】

本会は保険料（税）や公費を財源とする保険者等からの負担金や手数料により運営していることから、一般の県民に対しても説明責任を果たすべく、より一層の会計の透明性の確保をめざす。また、適切な会計事務を遂行するため、必要とされる知識・能力を有する人材を育成する。

【具体的方策】

- ・内部統制の充実
財務会計システムの活用による効率的な会計処理を行うとともに、内部検証、外部監査人による監査を実施し、内部統制の充実を図る。
- ・財務諸表の作成
単式簿記及び単式簿記に基づく複式簿記財務諸表を正確に作成するとともに、複式簿記財務諸表を保険者及び被保険者等に公開する。
- ・研修会等による人材育成
複式簿記の会計研修会に参加し、複式簿記の知識を有する人材を育成する。
- ・適正な積立資産の運用
積立資産（財政調整基金積立資産、減価償却引当資産、電算処理システム導入作業経費積立資産、ICT等積立資産）については、厚生労働省通知に基づき適正な資産を計画的に積立てる。

3 組織の活性化と人材育成

担当課 総務課

【現状・課題】

- ・厚生労働省及び支払基金は平成 29 年度に「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」を取りまとめ、審査支払業務の効率化・高度化に向けた取組が進められている。同計画では国保連合会についても整合的かつ連動して取組を進める旨が示されていることから、同年度に国保連合会及び国保中央会で策定した高度化基本計画を着実に実施するとともに審査支払業務改革に取り組んでいく必要がある。
- ・令和元年5月15日に健康保険法等を改正する法律が成立したことから、本会でもその趣旨に則り、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施及びオンライン資格確認等システムの運用について積極的に取り組んでいく。
- ・国保連合会を取巻く環境の変化に対応するため、本会においても既存業務の充実・見直しはもちろんのこと、新たな業務の開拓が求められている。

【めざすべき方向】

既存業務の一層の充実強化を図るとともに、国保連合会を取巻く環境の変化に対応するため、より高い能力を備えた人材の育成に努めるとともに、人材が活躍できる組織体制を構築する。また、職員の健康保持・増進の取組が、職員の活力向上等組織の活性化につながることから、スマートみやぎ健民会議の会員となっている本会においても健康経営を実践していく。

【具体的方策】

- ・階層・部署・目的別の研修会の実施
保険者業務を受託している団体であり、本会業務が日本の社会保障制度の一翼を担っていることを再認識し、新たな課題にスピード感を持って的確に、かつ、より効率的・効果的に対応することにより、保険者のニーズに即した事業を実施するよう、組織編成の見直しを必要に応じ柔軟に行う。研修については、階層別、部署別、目的別等により行っていくとともに、関係団体主催の専門的な研修にも参加する。また、職員のキャリア形成や意識改革に努める。(P 5 2 表 1 参照)
- ・研修会等による人材育成
各種研修及び審査事務共助知識力認定試験を通して、基幹業務である審査のスキルアップを図る。また、データヘルスを中心とした市町村保険者や広域連合への支援のため、KDBシステムを活用した医療費等データの評価・分析ができる人材育成に積極的に取り組む。

- ・人事評価の活用

業務の増加や多様化が進む中、全職員が本中期経営計画のめざすべき方向や具体的方策を目標にし、仕事の達成感ややりがいを感じることができる職場づくりを進めるため、職員の人材育成と保険者サービスの向上をめざし、適切な人事評価を通じた能力・実績主義の更なる徹底を図る。

- ・職員の健康保持・増進の取組

職員の健康保持・増進の取組として、脱メタボリックを目指し、階段の利用及びラジオ体操の実施に関する促進を行っていく。さらに健康維持・増進に向けた職員向けの研修会を開催する。

(表1) 各種研修等予定

項目	役 職 等			
	新任期 担当業務の理解	中堅期 自立して担当業務を遂行	リーダー期 課・係の課題を迅速に対応	管理期 組織・課の統括及び マネジメント 人材育成
	主事	主査・主任主査	主幹・係長 ・課長補佐	管理職
本会	人事評価制度による人材育成			
	一般研修・専門研修・安全衛生関係研修			
	情報セキュリティ研修			
	他団体派遣研修（派遣先：宮城県、後期高齢者医療広域連合、国保中央会）			別途、必要に応じ、部署別の研修を行う
国保中央会主催	初任者研修			
	中堅職員研修			
	新任係長研修			
				新任課長研修
				幹部研修
	IT研修（基礎・システム）・審査担当職員研修（エキスパート）			
審査事務共助知識力認定試験				
東北地方国保協議会主催	中堅職員研修			
	審査担当者研修			
その他関係団体主催	国、県、自治会館在館団体等主催の研修			
	仙台市個人情報セキュリティ研修 （仙台市主催）			

4 情報セキュリティ対策と危機管理体制の取組

担当課 総務課・情報管理課

【現状・課題】

- ・本会は、国保診療報酬、後期高齢者医療診療報酬及び介護給付費等の適正かつ公平な審査支払業務等を実施しており、レセプト等個人情報を中心とする重要情報を取り扱っている。
- ・本会が保有する個人情報ははじめ、業務で取り扱う全ての情報資産を情報セキュリティの様々な脅威から保護することにより事業の継続性を確保することは、医療保険制度の円滑な運営を支える本会としての社会的責務と考える。
- ・非常時においてもその業務遂行に支障を来たす事態に陥らないような体制の構築が必要とされている。
- ・災害の規模、時期、影響等によって、各都道府県国保連合会と国保中央会とが連携し支援協力体制を構築すべき対応方策を検討し、本会においても平成31年1月に本会のBCPを策定した。

【めざすべき方向】

本会は、社会的責務を果たすため、職員一丸となって情報資産の安全で適切な管理の確保に努める。また、地震・火災等の災害発生時、新興感染症まん延時、さらには執務室やデータセンターにおける電力供給停止事故発生時など、想定されるどのような状況下においても、本会が保有する情報資産等を安全に管理(保護)するとともに、診療報酬の支払等を円滑に行うことができる体制を確保する。

【具体的方策】

- ・ I SMSセキュリティ対策の維持
個人情報取扱機関として情報資産等への取組を実践していることを証明するため、平成28年度に本会はI SMS（情報セキュリティマネジメント）認証資格を取得し、令和元年度に再認証を取得した。次回の再認証審査は、令和4年度に行うが、リスク評価を見直し、リスクに対する必要な対策を講じる等、継続的な改善を実施の上、I SMSの認証更新を目指す。
- ・ Eラーニングによる意識向上への取組
Eラーニングによる安全管理の教育活動を職員へ定期的実施することで意識向上の強化を図り、社会的信頼と個人情報保護体制を維持する。
- ・ 業務継続計画（BCP）策定検討会等の定期的な開催
危機管理体制の取組として、より精度の高い成熟したBCPへの改善を図るため業務継続計画（BCP）策定検討会及び職員向け説明会を定期的開催する。
- ・ BCPの机上訓練の実施
毎年机上訓練を実施し、定期的かつ継続的に見直しを図る。さらに、令和2年度については、第三者評価を実施し、精度の高いBCPへ見直しを図る。

・感染症の予防対策

感染症への対応次第では、職員の健康を脅かすのみならず、BCPや社会的責任にも影響を及ぼしかねないことから本会衛生委員会において、感染症発生時や事後対応、予防のために必要なことなどを最新知見に基づき取りまとめる。

【数値目標】

業務継続計画（BCP）策定検討会を年6回以上開催し、職員向け説明会を年1回以上開催する。業務継続計画の机上訓練における職員へのアンケートについて、理解度100%を目標とする。

【計画の目標】

▼ 中間見直し

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
Eラーニング	▲ 年2回	▲ 年2回	▲ 年2回	▲ 年2回	▲ 年2回	▲ 年2回
	Eラーニングによる職員の意識向上、ISMS認証への活用					
危機管理体制の整備						
	業務継続計画の定期的見直し					
机上訓練	▲ 11月頃	▲ 11月頃	▲ 11月頃	▲ 11月頃	▲ 11月頃	▲ 11月頃

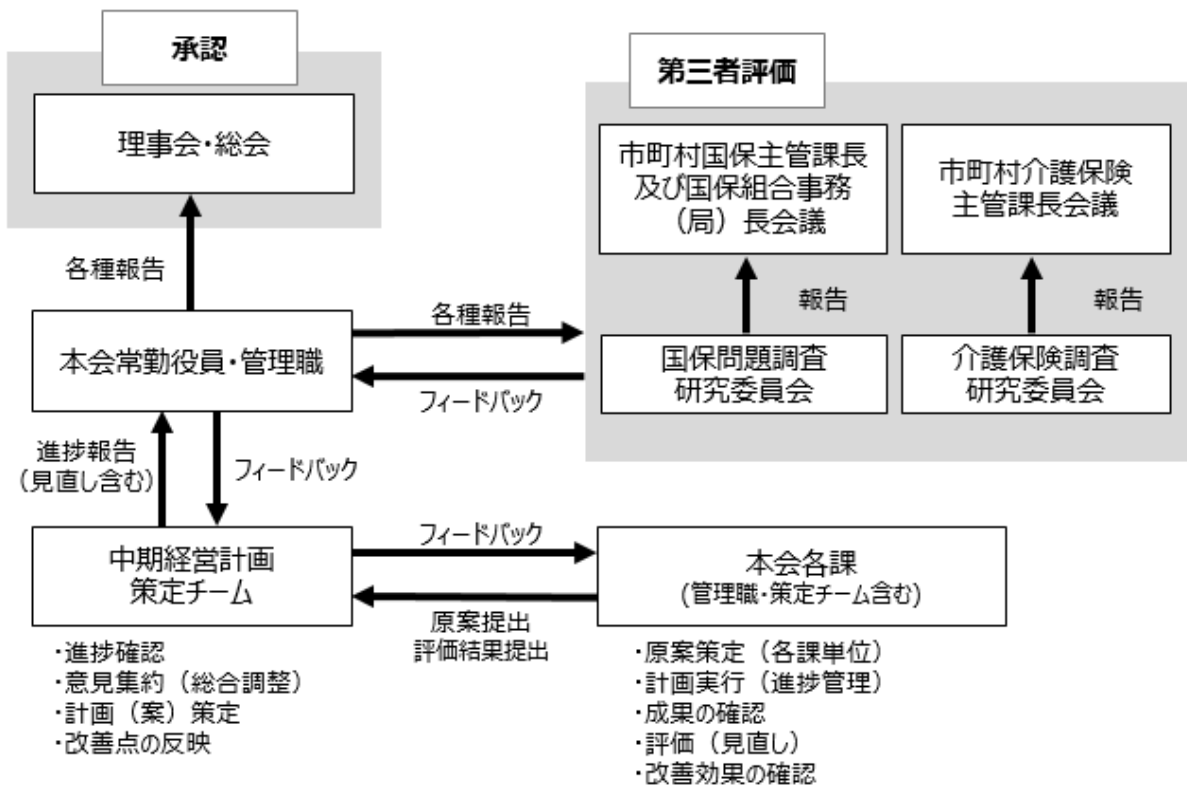
第3 中期経営計画の推進体制

1 組織的な計画推進

本計画に掲げられた施策の着実な実行を確保するため、中期経営計画策定チーム（本会各課代表）が、計画の進捗状況の確認と事後の振り返り等について公平性・客観性を確保した上で、責任を持って行うとともに、各課横断的な施策については、複数課を調整して整合的かつ効果的な実施を確保する。また、定期的に本会課長会議に進捗等報告することとし、職員、組織が一体となって本計画を着実に実施していく。

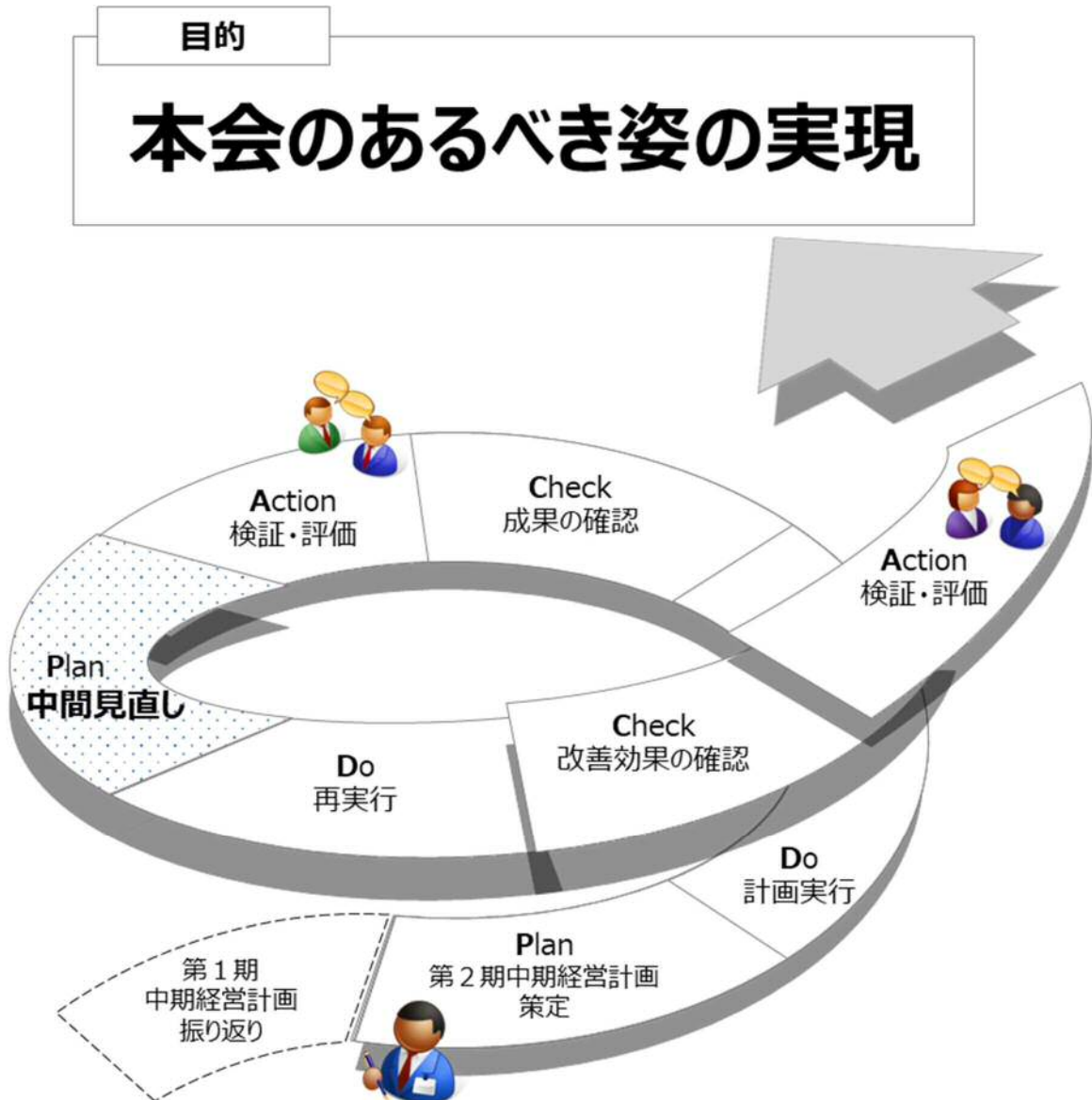
なお、進捗については、第三者で構成される「国保問題調査研究委員会」、「介護保険調査研究委員会」並びに「市町村国保主管課長及び国保組合事務（局）長会議」、「市町村介護保険主管課長会議」において評価し、理事会・総会に報告する。

【推進体制（イメージ）】



2 PDCA サイクルによる改善

本計画の実行に関する改善イメージを以下に示す。



第2期中期経営計画

令和2年2月

宮城県国民健康保険団体連合会 総務課

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3

TEL 022-222-7070 FAX 022-222-7031